

基本的人権に係る重要な問題であるとの認識のもとに、一九六九年以來、二〇年余りの間に三度にわたる特別措置法を制定する等重要な課題の一として関係施設の推進に努めてきた。その結果、生活環境の改善を始めとして、同和関係者の住む地区の生活実態の改善、向上が図られ、現在では、同和関係者の住む地区とそれ以外の地域との格差は、平均的に見れば、相当程度是正されてきている。一方、心理的差別についてもその解消が進み、その成果は、全体的には着実な進展を見せており、そのもの、結婚、就職等についての差別事件は根絶されていない。

したがって、人権尊重の立場で粘り強く啓発活動を展開し、差別を生み出している心理的土壤を変えていくよう、今後とも創意工夫をこらし効果的かつ積極的な啓発を展開していく必要がある。

このように報告しているところです。

なお、先ほども先生から御指摘ありました通り、同和問題につきましては、第一回、第二回報告書では触れていたわけではありませんけれども、第二回目の報告書の審査の際も一部の委員の方から同和問題について関心が寄せられたことございました。そうしたことも踏まえまして、今回の報告書では同和問題についても盛り込むことにとしたところです。

○上田(卓)委員 外務省の報告は部落差別の実態を十分に説明しておりません。また、差別解消に向けた今後の取り組みを心理的差別の解消に向けていた事件、福岡県職員による差別ビラの大量配布事件、就職差別事件など悪質なものが統発をいたしました。パケット通信を利用した新たな地名総鑑事件や、弁護士や行政書士による戸籍謄本不正入手事件、福岡県職員による差別ビラの大量配布事件、就職差別事件など悪質なものが統発をいたしました。自由権規約であるB規約の観点からすれば、外務省の報告は、こうした差別の存在に対して啓発だけで済ませることはできません。どのようにして差別を根本的に解決していくのか、差別をなくするための総合的施策に

ついて説明する必要があると思うわけであります。

また、部落問題以外にも日本国内には多くの差別や人権問題が存在をいたしております。こうした差別の存在とその解決策についても触れなければなりません。

以下、具体的に指摘していきたい、このように思ふわけであります。

まず、就職や結婚における部落差別との関係で、戸籍制度が重要な問題であります。本籍地を基礎に家族単位で戸籍登録をしているのは、今や世界で日本と韓国と台湾の三カ国にすぎません。たった三カ国であります。部落解放運動では、戦後の壬申戸籍糾弾闘争や戸籍鬱陶阻止裁判などに取り組んでまいりました。こうした中で、一九七六年に戸籍法が改正され、戸籍謄本の一般閲覧禁止や不正入手防止が行われるようになったわけであります。しかし最近でも、弁護士やあるいは行政書士による戸籍謄本不正入手事件が起こっております。また、結婚前の釣り書きの交換は、いまだにかなり広範に行われております。こうした中で、現行の戸籍制度自身が部落差別をするための道具となつておることは御承知のことだと思います。部落差別の解決に向けては、この戸籍制度をどうするのかということが大変重要な問題ではないかと思います。

さらに、いわゆる非嫡出子に関する戸籍法の仕組みは明らかな問題を持つておると言わざるを得ません。正式に婚姻届を出してない男女にできた子供は原則として母親の氏を名のり、母親の戸籍に入ります。戸籍の続柄欄には男または女と記載されます。婚姻届がある場合には、続柄欄には長男、次男、または長女、次女などと記載されません。両親の婚姻届け出の有無によって明確な違いが生じているわけであります。戸籍に対するこうした記載は、就職や結婚に際して新たな非嫡出子が生んでいます。また、遺産相続においては、民法上非嫡出子の取り分けは嫡出子の半分とされています。こうした生まれの違いによる差別は、

社会的出身、財産、出生、その他の地位などによる差別を禁止した国際人権規約B規約二十六条及び児童の権利を保障した二十四条に違反していると考えられます。外務省と法務省の見解を聞きたい、このように思います。

○吉澤説明員 相続それから戸籍法等に関しまして、嫡出子と非嫡出子について差異があることに付いて、これがB規約との関係でどうかという御質問でございますけれども、まずB規約の第二十一条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受けられる権利を有する。このため、法律は、」といかないかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」というふうに規定しているところでございます。

この規定は、不合理的な差異を禁ずる趣旨であつて、合理的な差異を設けることでも禁じているものではないといふふうに私ども考えておりまして、民法、戸籍法との関係は、あるいは法務省からお答えするのが適当かもしれませんけれども、民法の相続分につきまして差異を設けている、あるいは戸籍法に差異があるという問題は、相続につきましては正当な婚姻関係を保護するというような合理的な理由に基づく差異であると考えられますし、戸籍法につきましても、身分関係を正確に記載に反映させることから合理的な差異と考えられますので、この二十六条に直ちに違反するものではないのではないかといふふうに考えております。

○上田(卓)委員 納得できませんね。子供の権利条約との関係では必ず問題になる、このように思ふわけであります。生まれてくる子供には罪がないわけですから、戸籍上差別があつてはならないうに考えておる次第でございます。

そこで戸籍の方は、そういう民法上の嫡、非嫡の区別、そういう法律的な事実としての区別を正確に反映させる、そういう事柄として、先生御の扱い分けをしている、そういうことでございまして、条約の精神といいますか趣旨といいますか、そういうものに反するものではない、このよ

うに考えておるところです。

○岡光説明員 今外務省の方から御説明がございましたこととほぼ同様な答弁になろうかと思いますが、条約の方の趣旨といるのは合理的な取り扱いの違いということまで禁じているものではないというふうな解説が行われているようでございま

す。

そういうふうに考えておるところでございます。その後のB規約の第二十四条との関係につきまして御指摘がございましてけれども、B規約の第二十四条は、すべての児童は「いかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」というふうに規定されているところでございますけれども、この二十四条の規定というのは、自活力のない未熟な児童が健康に発育するために必要な保護を受けるといふ権利を定めたものというふうに考えられますので、相続の問題とは直接関係がないのではないか

いは高等学校に入る、あるいは保育所とか幼稚園でさえももう入った時点で先生がそのことがわかつてしまふ、そしてそれが新たな差別の対象になるということは、本当にこのことについてどう考えておられるのか。これはその人たちの問題だけじゃなしに国民的課題ではないか、あるいは人類的な課題と言つてもいいのではないか、こういうように考えておるわけでありまして、こういう戸籍制度が日本と韓国と台灣と、世界じゅう広いいえども三ヵ国しかないというこの現実を考えやはり抜本的な改正が必要ではないか、こういうように思うわけでございます。これは当然、國際人權規約、国連の場で大いに議論が出るところでございまして、貿易では黒字国であろうが事人権に関しては赤字国であるという厳然たる事実をやはりじっくりと考えていただきたい、このように考えておるわけであります。

また、昨今の風潮として、いわゆる結婚はしているが籍を入れないカップルもふえていくというようになっておるわけでございまして、そういう意味で家族の形態は変化しているわけでありますから、特定の家族形態を国が押しつけるということは大変おかしいと言わざるを得ないと思うので、その点についての見解をもう一度お二方から聞かせていただきたい、このように思います。

○岡光説明員 先ほどの御説明を少し補足するような事柄も入れさせていただきたいと思いますが、生まれた子供には罪はない、生まれた子供から見れば嫡出子であろうと非嫡出子であろうと同じような扱いをしてほしいというのはごつともな考え方でございます。他方、秩序といいますから法律婚制度を維持していくというのも、一つのそれなりに公益的な目的でございますが重要な事柄取り扱いを全く同じにしなくてはいけない、片方の発想を徹底していきますと非嫡出子には相続を全然認めない、昔ヨーロッパなどではそういう法

制をとつていた国が多かつたと聞いておりますが、いわばそのバランスを図る中間のような政策をいたしまして、今の日本の民法はフィフティーという、半分というような扱いになつております。立法政策いろいろございましようけれども、それはそれで合理的なものではないか、少なくとも不合理とはまだ言えないのではないかという感じがしておるわけでございます。

ふうに考えております。

そこで、御指摘のお三人の方々の裁判なり申し立てということをございますが、私どもといたしましては、委員御承知のとおり援護法には先ほど申し上げましたような国籍条項等がございまして、こうした規定を除外して適用するということはこの法律を所管する立場から不可能であるといふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○上田(卓)委員 外務省のB規約に関する第三回報告書では次のようく述べておられます。第二条三

「外国人の地位・権利」「外国人の権利」については、
基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする
憲法の精神に照らし、参政権等性質上日本国民
のみを対象としている権利を除き、基本的人権の
享有は保障され、内国民待遇は確保されている。」
外務省の報告書と厚生省の答弁とは余りにもかけ
離れているわけであります。また、外務省の報告
書は在日韓国・朝鮮人の人権状況についてわざわ
ざスペースを割いて外国人登録法や公務員採用問
題などに触れていますが、訴訟が一件、行政不服
申し立てが二件も起こっている援護法の戸籍・国
籍条項問題については一切触れておりません。市
民団体は既にこの問題に関するカウンターリポー
トの提出を準備していますが、国連の場をかりる
までもなく、日本人自身がきちんとけじめをつけ
るべき問題ではないでしょうか。

大阪の鄭さんの場合は裁判となつてますが、
裁判所の判断を待つのではなくて、国会と外務
省、厚生省がともに知恵を出し合って積極的に対
処することが必要であります。外務省は国連で問
題提起される前に関係省庁と調整してきちんと対
処することが必要であります。厚生大臣には、ぜひ
ひ一度当事者に直接会っていただきて、生の声を
聞いていただくことを要請したい、このように思
うわけであります。国会でも、議員立法を含め何
らかの方法がないものかどうかを検討することが
必要であるうと思います。いずれにせよ、外務省
厚生省の早期の政治的決断が必要ではないかとい

うことを指摘をしておきたい、このようだと思いま
す。

それでは、次に進みます。

人権擁護委員の活動についてございますが、外務省は、国連への第二回報告書では、日本の人権擁護委員会制度を世界に例のない優秀な制度として評価されています。

と報告をされておるわけであります。ところが、

現実の差別事件に対しても人権擁護機関は十分な機能を果たしていません。そのことは地対協意見

具申の中でも指摘され、人権擁護機関の強化が提案されているところであります。

人権擁護委員法は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及と国民のつ

的・人権を掲げ、自由人権思想の普及を図るため、昭和四十二年に制定され、最近では昭和五十三

化の中で、人権擁護委員会の仕組みが国際的な人に改正されました。しかしながら、最近の国際

権条約の水準に対応したものになつてゐるかどうか、また民族差別や人種差別など国際的な人道問題

題に取り組むのに十分な体制かどうか、検討が必要である。

要であります。

当事者である外国人を人権擁護委員会に入れることがぜひとも必要ではないでしょうか。人権擁護

委員は国家公務員法の適用を受けませんし、地方

自治体の首長の推薦ということですから、選挙権を有する者という国籍条項をあえてつける必要は

ありません。公務員も含めて、できる限り外国人に門戸を開いていくのが人権規約の立場で

すから、人権擁護委員の国籍条項廃止は当然では

省の見解をたどしたい、このように思います。

○佐竹説明員 お答え申し上げます。

係で御指摘があつたわけであります、急のため

人相撲詔委員法は昭和二十四年でありまして、四十二年ではございませんので、その辺だけ

は御了解いただきたいと思います。

規定があるわけあります。そこでは、「国民の基

本の個人権が侵犯されることのないよう監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めること」、そういう規定になつております。そしてその理念は、世界人権宣言、国際人権規約の趣旨を実現するところにあるわけあります。

近時、社会の国際化が進展する状況を踏まえ、人権擁護委員が行う啓発活動に当たりましても、昭和六十三年から国際化に伴う人権問題を重要な問題ととらえ、また昨年からは、国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう、これを啓発活動の重点目標といたしまして、積極的な活動を展開してきているところであります。また、在日外国人が抱える人権問題につきましても、間口を広げ、外国人のための特設相談所を設けて、外国人の人権の擁護についても努力しているところであります。

御指摘のように、現行の人権擁護委員法六条の第三項であります、そこにおいて、委員については「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民」ということが要件となつてゐるわけであります。このことから、外国人の人権擁護委員はないわけであります。当局といたしましては、外国人の人権問題にも的確に対処するよう、こうした人権擁護委員の活動をより一層積極的に推進していくべきだ、そのように考へてゐるところであります。

○上田(卓)委員　国際人権規約、難民条約、子どもの権利条約などの国際条約を批准している状況を踏まえて、国際化した日本社会の人権を守るために、人権擁護委員会の委員の国際化がぜひとも必要である、こういうことであります。また、部落差別を初めとするさまざまな人権侵害事件の迅速な解決や社会啓発、社会教育を推進するためにも、人権擁護体制の抜本的な改革がぜひとも必要であります。そのための法改正も含めて、新たな改革が必要あることを強く指摘しておきたい、このように思ひます。

次に、国際人権規約のA規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約について、十六条、十七条で報告義務が設けられておるわけあります。日本は一回目の報告を一九八一年から六年の間に三回に分けて行いました。(二回目の報告提出期限がことし六月に迫っているはずであります)ですが、報告書の作成状況はどうなつておるのか外務省の説明を求めてみたい、このように思います。

○吉澤説明員 国際人権規約A規約の第十六条、十七条に基づきます報告書でございますけれども、これにつきましては、今月の二十四日に国連の事務局から、六月三十日を期限としてこの報告書を提出してほしいという正式な要請があつたところでございまして、現在、報告すべき事項について検討中でございまして、今後直ちに関係省庁と密接に協議しつつ、できる限り早く報告書を作成いたしたいと考えているところでございます。

○上田(卓)委員 国連から文書が来ないから作成していない、できない、こういうことじゃなしに、当然報告をしなければならない時期にもう来ておるわけでありますから、早急に作成作業に入るべきだ、このように考へるわけであります。

A規約の場合、その第六条で労働の権利について定めておるわけでありまして、雇用差別に対する日本政府の取り組みについて労働省にお伺いをいたします。

日本の労働関係法令で採用時における雇用差別を禁止した法律は、男女雇用機会均等法以外にありますか。部落地名鑑や身元調査によつて就職差別が行われた場合、在日韓國・朝鮮人であることを理由に就職差別を受けた際に、法的救済はどうしますか。ILLOが一九五八年に採択し、既に発効している雇用及び職業における差別禁止条約、いわゆるILLO第百十一号条約は、雇用時の差別を禁止しております。日本政府はこれをまだ批准しておりませんが、どうするつもりなのか労働省の見解をただしたい、このように思います。

○後藤説明員 四点についてお尋ねがございまし

まず、人権規約のA規約第六条についてでござりますが、これにつきましては、憲法第二十七条のほか、雇用政策の総合的、計画的な推進に関する定めおります雇用対策法、それから職業安定機関が行う職業紹介、職業指導に関して定めております職業安定法、それから労働者の職業に必要な能力の開発、向上に関する定めております職業能力開発促進法等に基づきまして、労働の権利を保障するための諸施策を推進しているところでございますが、特に採用・選考における差別は労働の権利を保障していく上で大きな障害要因となっていると考えておりますので、労働省といたしましては、その差別防止のため企業等に対する啓発指導を一層充実強化してまいりたい、このように考へておるところでございます。

それから第二点目でございますけれども、我が

国の大労働関係法典で採用における雇用差別を禁

止した法令といたしましては、先生御指摘の男女

雇用機会均等法第七条におきまして、事業主に対

して労働者の採用時に女子に対する男子との同等な

機会を与えるように努力義務を課しておりますが、それ以外におきましては直接採用時における

雇用差別を禁止した法令といふものはございません。

しかしながら、我が國におきましては基本的

には憲法第十四条に法のもとの平等が規定されて

いるほか、職業安定法第三条におきましては「何

人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門

地、従前の職業、労働組合の組合員であること等

を理由として、職業紹介、職業指導等について、

差別的取扱を受けることがない」と規定してお

るところでございまして、これらに基づきまして、

採用時における差別の解消に努めているところでございます。

第三点目のお尋ねでございますけれども、労働

省といたしましては、かねてから同和関係住民の

就職の機会均等を確保することが同和問題解決の

中心的課題であるという認識のもとに、同和問題

住民の雇用の促進と職業の安定を図るために、事業

主が同和問題について正しい理解、認識を深め、

採用・選考を行なうよう啓発指導を展開してきて

いるところでございますが、まことに遺憾ながら、

現在におきましても応募者の身元調査、本籍地の

把握等を行うなど、就職差別につながるおそれの

ある事象が依然として後を絶たない状況にござい

ます。また、在日韓国・朝鮮人の方々につきまし

ても、今なお不適正な事象が見られるところでござ

ります。同和関係住民であれ在日韓国・朝鮮人

の方々であれ、就職に当たっての差別を解消する

ためには、人権尊重の観点に立つて企業における

公正な採用・選考システムの確立が重要である、

極的にかつ粘り強く実施してまいりたい、このよ

うに考へておるところでございます。

最後に、ILOの条約についてのお尋ねがござ

いました。ILO第百十一号条約は、雇用・職業

に関する差別待遇を除去することを目的とする重

要な条約であると理解をしているところでござい

ます。しかしながら、本条約は雇い入れ時等の差

別を除去するための立法措置を要求しているとと

ても、政治的意見など広範な差別事由を対象とし

ておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○吉澤説明員 B規約の選択議定書につきまして

は、この制度は、国際人権B規約に掲げます権利

の侵害についてB規約の選択議定書締約国の管轄

のものにある個人からの通報を当規約に基づいて

設置されたB規約の人権委員会が審理するという

ような制度でございまして、私どもはこの個人通

報制度というものが人権の国際的保障のための制

度として非常に注目すべき制度であるというふう

に認識しているところでござります。

先生御指摘ございましたとおり、昨年の本岡先

生の御質問に対して丹波國連局長、中山前外務大

臣が答弁いたしました後、昨年一年間に私ども閣

係省庁との検討会というものを開催いたしまし

て、このB規約に加入するに当たっての具体的な

問題点を詰めるということで話し合いをしてお

るところでございまして、そうした過程におきまし

て、私どもといたしましては、このB規約の人権

の国際的保障のための制度として注目すべき制

度であると認識している。しかし、締結に関して

は、我が国司法制度との関係や制度の濫用のおそ

れも否定しえないこと等の懸念もあり、検討すべ

き多くの問題点が残されている。関係省庁間で検

討中である。」こういうことであります。日本政府

が検討中という理由で十年以上も批准を引き延ば

していることは、日本人と日本に住む外国人に

とって重大な権利侵害ではないか、このように思

うわけであります。選択議定書の批准国は既に六

十カ国を超えており、各国はそれぞれ国内調整を

図つて人権に関する国際的な司法救済制度に参加

しておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○上田(卓)委員 現行の労働法体系だけでは悪質

な雇用差別については対処できないということが

明らかではないだろうか、このように思います。

また、外務省はA規約に関する次回の国連報告書

の作成に当たってはこうした問題を十分に踏まえ

たレポートを作成していただきたい、そのことを

強く要望しておきます。

次に、国際人権規約B規約の選択議定書の批准

の問題でございます。

日本政府は第三回報告書においてB規約の選択

議定書の批准問題につきまして、「本議定書は、人

権の国際的保障のための制度として注目すべき制

度であると認識している。しかし、締結に関して

は、我が国司法制度との関係や制度の濫用のおそ

れも否定しえないこと等の懸念もあり、検討すべ

き多くの問題点が残されている。関係省庁間で検

討中である。」こういうことであります。日本政府

が検討中という理由で十年以上も批准を引き延ば

していることは、日本人と日本に住む外国人に

とって重大な権利侵害ではないか、このように思

うわけであります。選択議定書の批准国は既に六

十カ国を超えており、各国はそれぞれ国内調整を

図つて人権に関する国際的な司法救済制度に参加

しておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○上田(卓)委員 早急に政府部内で調整を図り、

条約批准に向けた国内法整備をぜひとも行ってい

ます。しかしながら、本条約は雇い入れ時等の差

別を除去するための立法措置を要求しているとと

ても、政治的意見など広範な差別事由を対象とし

ておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○吉澤説明員 B規約の選択議定書につきまして

は、この制度は、国際人権B規約に掲げます権利

の侵害についてB規約の選択議定書締約国の管轄

のものにある個人からの通報を当規約に基づいて

設置されたB規約の人権委員会が審理するという

ような制度でございまして、私どもはこの個人通

報制度というものが人権の国際的保障のための制

度として非常に注目すべき制度であるというふう

に認識しているところでござります。

先生御指摘ございましたとおり、昨年の本岡先

生の御質問に対して丹波國連局長、中山前外務大

臣が答弁いたしました後、昨年一年間に私ども閣

係省庁との検討会というものを開催いたしまし

て、このB規約に加入するに当たっての具体的な

問題点を詰めるということで話し合いをしてお

るところでございまして、そうした過程におきまし

て、私どもといたしましては、このB規約の人権

の国際的保障のための制度として注目すべき制

度であると認識している。しかし、締結に関して

は、我が国司法制度との関係や制度の濫用のおそ

れも否定しえること等の懸念もあり、検討すべ

き多くの問題点が残っている。関係省庁間で検

討中である。」こういうことであります。日本政府

が検討中という理由で十年以上も批准を引き延ば

していることは、日本人と日本に住む外国人に

とって重大な権利侵害ではないか、このように思

うわけであります。選択議定書の批准国は既に六

十カ国を超えており、各国はそれぞれ国内調整を

図つて人権に関する国際的な司法救済制度に参加

しておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○吉澤説明員 B規約の選択議定書につきまして

は、この制度は、国際人権B規約に掲げます権利

の侵害についてB規約の選択議定書締約国の管轄

のものにある個人からの通報を当規約に基づいて

設置されたB規約の人権委員会が審理するという

ような制度でございまして、私どもはこの個人通

報制度というものが人権の国際的保障のための制

度として非常に注目すべき制度であるというふう

に認識しているところでござります。

先生御指摘ございましたとおり、昨年の本岡先

生の御質問に対して丹波國連局長、中山前外務大

臣が答弁いたしました後、昨年一年間に私ども閣

係省庁との検討会というものを開催いたしまし

て、このB規約に加入するに当たっての具体的な

問題点を詰めるということで話し合いをしてお

るところでございまして、そうした過程におきまし

て、私どもといたしましては、このB規約の人権

の国際的保障のための制度として注目すべき制

度であると認識している。しかし、締結に関して

は、我が国司法制度との関係や制度の濫用のおそ

れも否定しえること等の懸念もあり、検討すべ

き多くの問題点が残っている。関係省庁間で検

討中である。」こういうことであります。日本政府

が検討中という理由で十年以上も批准を引き延ば

していることは、日本人と日本に住む外国人に

とって重大な権利侵害ではないか、このように思

うわけであります。選択議定書の批准国は既に六

十カ国を超えており、各国はそれぞれ国内調整を

図つて人権に関する国際的な司法救済制度に参加

しておるわけあります。議定書の批准について

は、昨年四月の参議院予算委員会で我が党の本岡

昭次先生が詳しく述べました。中

山外務大臣と丹波國連局長は積極的な答弁をして

おつたように思います。

報告書に記載のある「関係省庁間で検討中」の

中身あるいは「我が国司法制度との関係」制度の

濫用のおそれ」について昨年四月以降どのような

研究が進んでおるのか、外務省と法務省の説明を

求めたい、このように思っています。

○吉澤説明員 B規約の選択議定書につきまして

は、この制度は、国際人権B規約に掲げます権利

の侵害についてB規約の選択議定書締約国の管轄

のものにある個人からの通報を当規約に基づいて

設置されたB規約の人権委員会が審理するという

ような制度でございまして、私どもはこの個人通

報制度というものが人権の国際的保障のための制

度として非常に注目すべき制度

われであります。が、外務省の条約批准に向けた前向きの決意を改めて確認をしたい、このように思
います。

〔委員長退席、井上（吉）委員長代理着席〕

○上田(卓)委員　この条約の批准に当たっては、内閣の検討を一層進めていきたいと考えております。

人種差別思想の流布や人種差別の扇動を処罰する規定があるわけでありまして、表現の自由との関係で問題があると長年議論されてきたわけであります。表現の自由との調整は確かに慎重に取り扱う必要があります。しかし、この条約の批准に当たつて最も重要なことは、人種差別の扇動や差別思想の流布が社会的に許されない行為であることがあるのではないか、このように思つておるわけであります。

例えば最近のある週刊誌では、上野公園に大集
に集まっているイラン人について、「イラン人々
増殖」という見出しで報道されておるわけであ
ります。上野を初め日本国内に査証免除、ビザな
しで入国したイラン人が大量にいることは事実で
あります。また、週刊誌の報道の数日後、日本と
イランとの短期滞在ビザの免除を一時留保すると
の方針も出されたことは御存じのことだと思いま
す。しかし、どのような結論を引き出すにいたし
ましても、いたずらに恐怖感や偏見を抱かせるよ
うな表現を使うことはどうでありますか。査
証免除問題とは別にこの問題をとらえ、こうし
た形の報道は、日本人とイラン人との友好関係に
無用な偏見と差別意識を生む可能性があることは
事実ではないでしょうか。また、テレビ番組など
ではアフリカ出身のタレントに対し肌の色を問
題にしておもしろがるような企画も見られます。
人種差別や民族問題についてのこうした無自覚な
言動や表現が重大な差別につながることは十分に

考えられる、このように思うわけであります。

政府部内や国会内で人種差別撤廃条約の批准
向けたさまざまな研究や論議を始めることは、
本人のこうした無自覚な民族的偏見や人種的差
について国民の関心を高め、理解を深めること
つながる、このように考えておるわけでありあり
す。各政党や政府の幹部から無神経な民族や人

にかかるる発言がなされている日本の現状を考慮したとき、こうした努力は早急に必要ではないかと、このように考えておるわけであります。

我が社会党は、政策審議会のもとに人種差別廃絶対策特別委員会を設置することに決定いたしました。部落問題のみならず、明日、集会と

モが予定されている北海道のアイヌ民族問題や在日韓国・朝鮮人などの定住外国人その他の外人の人権問題をとらえる上で、この人種差別撤

条約が非常に重要な意味を持つてゐる、この上に思うわけでございまして、もう百三十の国々既に批准をいたしておりますわけでございまして、

本とアメリカとイスラエルとほんのわずかな国がまだ批准していないという現状があるわけでございまして、本当に大変おくれでね、こういう

とでありますので、早急に批准をするように最大の努力をしていただきたいし、我々もその努力を推し進めたいということを申し添えたい、この

うに思います。
総務長官には大変お待たせいたしましたわけでござ
いますが、総務長官に残り時間真摯に私の意見を

聞いていただきまして、正確なそして誠意ある弁をひとつお願ひ申し上げたい、このように申します。

さて、昨年十二月十一日の地対協意見具申、二月二十日の政府大綱及び本年二月十四日の現法五年延長の閣議決定を踏まえ、今後の同和云

法五年度長の開設決定に踏まえ、各の同種機関に関する重要事項について総務長官の考えをお聞きをいたしたい、このように思います。

まことに、同和行政の性格について答申する所である。

なければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」としております。この認識は答申の基本的精神として今日においても、さらに今後においても重要なと思うが、大臣の所見をお伺いいたします。

○岩崎国務大臣　お答え申し上げます。

同和対策審議会の答申で示されました「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかる課題である。」との認識のもとに、政府は昭和四十四年以来、三たびにわたり特別措置法に基づき、二十三年にわたつて各般の政策の推進に努め、相当の成果を上げてきたところでございます。

しかしながら、一部に事業の取り組みがなおおくれている地域が見られることなどにより、平成四年度以降の物的事業量が相当程度見込まれ、また就労対策、産業の振興、教育、啓発など非物的な事業の面におきましても、なお今後とも努力を続けていかなければならぬ状況にございます。

政府といたしましては、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申を尊重して取りまとめた「今後の地域改善対策に関する大綱」に則しまして、現行の地対財特法の制定の趣旨を踏まえ、真に必要な事業に限つて財政上の特別措置を五年間延長することとし、地対財特法の一部改正法案を御審議いただいておるところでございます。政府といたしましては、同和問題を一日も早く解決すべきであるという同対策答申の精神を受け継ぎながら、この問題の早期解決に向けて今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○上田(農)委員　ところで、一九六九年の同和対策事業特別措置法制定以降、今日まで二十三年間、國、地方自治体の多くの努力によつて、住環境を中心としてかなりの格差が解消されてきたことは事実であります。しかし同時に、二十三年間の取り組みにもかかわらず、今日においてもなお差別が現存していることも事実であります。この

○岩崎國務大臣 昭和四四年以来、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、現行の地対財特法と三たびにわたる特別措置法に基づき、今日まで関係諸施策の総合的な推進に努め、その結果、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申におきましても、「同対審答申で指摘された同和地区的生活環境等の劣悪な実態は大きく改善をみ、同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度是正され、また、心理的差別についてもその解消が進み、その成果は全体的には着実に進展をみて居る。」との評価をいただいておるところでございます。

しかしながら、同意見具申では、「心理的差別の解消は、同和関係者と一般住民との婚姻の増加がみられるなど改善の方向にあるものの、結婚や就職などに関連した差別事象が依然としてみられ、十分な状況とはいひ難い。」としておるよう、その解決に向けて今後とも努力をしていかなければならぬ課題であると認識をいたしております。今後とも心理的差別の解消に向けて、啓発活動について改めて創意工夫を凝らし、より積極的に粘り強く推進をしていく所存でございます。

○上田(早)委員 ここで政府、とりわけ所管大臣であります岩崎総務長官に真剣に考えていただきたいのは、どうすれば部落差別が撤廃できるのかということであります。確かに、同対審答申はそのための有効な方策を総合的に提案をいたしておられます。その基本的な精神は今日においてなお実効力を持っていることは事実です。しかし、今日の社会の多様化、国際化という変化の中では多少間尺に合わなくなっているところもあり、問題解決の全能者とは言えない面もあるかと思います。私どもも真剣に考え、模索しているところであります、その結論の一つとして部落解放基本法といふことで提案いたしておるわけでありますが、これとて完全無欠のものではなく、大いに議論の余地はあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、部落差別撤廃の問題

当然たりまして、この全国規模の調査を行ふ目的、これが一体何なのか、これをまず明確にすべきであるというふうに考えます。大臣、いかがですか。

○小山政府委員 目的と申しますのは、これまでの地域改善対策の効果を測定する、そして同和地区の実態、これについて計量的に明らかにする、こういうことでございます。

○北側委員 それは目的じやなくて内容なんですね。何のために行うのかということを私は聞いておるんです。

○小山政府委員 いわゆる地域改善対策の行政に関しまして、今後どういう点に配慮し、どういう方向でやつていかなければいけないのか、その基礎資料を得るためにやるということでございます。

○北側委員 そういうことだと思うのですね。「同和地区の実態や国民の意識等について把握することは重要である。」と指摘しているわけですから、単にこれまでの地域改善対策の効果測定だけをするのじゃなくて、これは今後の同和行政のあり方に反映させよう、特にその重点課題とされているようなものについて具体的な施策に反映しているこういうのが目的であるというふうに考えます。そういうことだと思いますが、いかがですか。

○小山政府委員 一つには、我々が今まで地方公共団体と一緒にやつてきた行政がどの程度効果が出てきているかということをはかりたい、それから、それを基礎資料としまして今後の地域改善にかかる行政の方向、内容等について吟味していく、こういうことになると思うのです。

○北側委員 この調査をどのような内容で、どのような方法で、遅くともいつごろまでには実施しようと考えておられるのか。正確な時期について御答弁いただく必要はございませんが、大体いづごろまでにぜひ実施をしたいというふうに今総務庁がお考えなのか、御答弁をお願いします。

○小山政府委員 実態調査の実施につきましては、先生おっしゃいますように意見具申で申し述

べられており、かつ、私ども政府の大綱においてもその旨を明言しているところであります。現在の段階におきましては、私どもはこの提出しております法律の成立ということに最大限の努力をしておりまして、実際には法律が通った後、年度新しくなつてからかかるべく検討に入つていきたい、こういうことでございます。

それで、一番大事なのは、調査が円滑に実施できる体制を確認すること、またその体制をつくることが大事であるうと思います。具体的には、地方公共団体の積極的な協力、それから民間運動団体の協力というようなことも大事にならうかと思ひます。その上で、何を調査するのか、どのようない結果をまとめていくのかというようなことに入つていかなければいけないと思います。さらには、これはやはり費用がかかるものでございまから、費用についてのセットも考えなければいけない。やはり一つの調査を実施するためには、こいつらもろのことを十分しっかりと準備した上でやらなければならないということでございまので、早期に着手するということは確かにやりますけれども、実施の時期については、今申しますようなことをすべてセットできた上でということになりますのでちよつと明言ができるない、こういうことにならうかと思います。

ただ、この実態調査は昭和五十年、昭和六十年と行われておられます。したがつて、時系列を重視するならばいわゆる昭和七十年に相当する時期ということが一つありますけれども、私はそのための時系列、いわゆる十年刻みということにござる必要はない、このように考えております。

○北側委員 私が最初に目的について聞かしていただいた趣旨は、この全国規模の調査を行う目的というのは、単に効果測定だけじゃないんだ、今後の同和行政の具体的な施策に反映をさせていくためにこういう調査を行ふんである。一方では、今提出されている法案というものは时限立法五年間でございます。その実態調査の目的からすれば、今後の施策に反映するというふうな目的からする

ならば、私はこの全国的規模の調査をやはり早期内に実行していくかなければいけない。実際問題、こういった調査をしまして結果が出ましても、それからそれを分析して報告書としてまとめられるまでには一年とか相当時間がかかるんじゃないかと思うんですね。そういうことを考えましたら、早急に手続を進めていくべきであるというふうに私は思っています。

時期はともかくとして、今審議官おつしやったような地方公共団体の協力も必要である、また民間団体の協力も必要である、さまざま御意見も伺なきやいけない、それはよくわかるんです。そういうものを踏まえて、そうしていつごろにしますよというふうな大綱的なものはいつごろ決まるのか。いつ実施するのかと聞いているのじゃなくして、調査の大綱的なものはいつごろまでに決めてようとなされているのか。私はその調査の目的からいって、ある程度明確になされていいんじやないのかなというふうに思うのです。例えばことじゅうには、ことじゅうに実施するんじやなくて、ことじゅうには、今審議官がおつしやつたように内容についてしっかりと検討していくことで、そしてこの実態調査の大綱について決めますよと、いうふうな御答弁もできませんか。

○小山政府委員 これから本格的に検討に入ります。それで、先ほど申しましたように、十分意を尽くして準備をしなきやいけない。まず準備すべく、何のほうはどういうものがあるかということを調べ上げまして、それからこの時期におきましてどういう内容を調査するかということも固めまして時期を決めていく、費用の手当をもやる、こういうことでござりますので、先ほど申しましたけれども、やはり早く実施をいたしたい、先ほど大臣が上田先生の御質問にお答えしましたように早く準備を上げたい、こういうふうに思つております。その辺はやらせていただきたい、こういうふうに思つております。

○北側委員 それでは質問を変えますけれども、御存じのように大阪府が一昨年の五月にかなり大

規模な調査を実施しております。一昨年の五月に実施をいたしました、そして昨年の三月に取りまとめられた同和対策事業対象地域住民生活実態調査、もう一つありまして、大阪府民の人権問題に関する意識調査、この二つの報告書が去年の三月にまとめられております。この大阪府の実態調査は三万世帯以上の地域住民、世帯人員にして約八万四千人を対象にして行っております。また、意識調査は約六千の大坂府民、有権者を対象に行つております。非常に大がかりな、かつ詳細な調査を行っていると私は思うんですね。私は、これをぜひ今後の地域改善対策のあり方に大いに参考にすべきじゃないかというふうに思っております。

この二つの調査、大阪府が行った調査、その結果を踏まえまして、大阪府は先日、今週の月曜日だつたと思ふんですけども、「大阪府における今後の同和行政のあり方について」という答申を取りまとめました。まだこれは非常にホットな話ですでので審議官も大臣もお読みでないかもしませんけれども、こういう二つの実態調査、意識調査の結果を踏まえて大阪府が今回出した答申ですね、これを少し紹介さしていただきますと、前文でこのようと言つているのですよ。

これまでの同和対策事業の成果が各分野でみられる。しかしながら、不安定就労の問題、進学率の格差、学力低位の問題、成人の識字能力の問題等の課題が残されており、また、若い年齢層ほど地区外の人との結婚が進んできているもの、結婚に際しての被差別体験も多く、「同和地区の人について、とくに意識することはないが、結婚だけは別だ」という意識も根強く、さらに、部落差別事象が跡を絶たないなど、府民の差別意識の解消が十分に進んでいない実態も明らかになっている。さらには、物的事業についても、平成四年度以降もなお相当の事業量が見込まれている

このように前文で指摘をされた上で、各論とし

て七つの個別対策、すなわち生活環境整備対策

福祉保健対策、産業対策、就労対策、教育対策、人権啓発対策、文化対策について、それぞれ先ほどの実態調査等の結果を踏まえて現状を認識し、現状はこうである、こういう課題がある、そういう課題を指摘した上で、各施策の実施の基本的方向についてかなり具体的に詳細にこの答申では述べております。

大阪府のこの実態調査、意識調査は昨年三月に報告をされているものでありますから、当然総務庁の方もごらんになっていると思いますし、また、これを踏まえて今述べたような「今後の同和行政のあり方にについて」という答申も出ているわけございます。大阪府といふ一つの地域での調査また答申ではあるものの、総務庁もその内容を大いに参考すべきであるというふうに考えますが、どうですか。

○小山政府委員 大阪府の今先生おっしゃいました調査につきましては、私も昨年の時点でも知っております。

それで、結局調査と申しますのは、先生もおっしゃいますように、私もそうなんですが、いわゆる実態を把握して、その結果をいろいろな角度から分析して行政へ反映する、こういうことでございますから、今の大阪府の審議会の答申、そのようなわゆる具体的な案が出てくるというのはむしろあるべき姿であろう、こう思います。

それで、国全体としての調査との関連でちょっと申し上げますと、私どもはいわゆる全国的規模という観点で調査を実施するときに、ある意味では最大公約数、ある意味では最小公倍数、そういうところをどのように判断していくのかということがございます。それを検討するためにいろいろな方々の御意見もお聞きをしますし、それから、自治体で行われております、ただいまの大阪府の調査もそうですが、調査についても参考にさせていただこう、こう思います。それは大阪府に限らず、全国のほかの自治体でも調査がされているケースがありますから、それを広く集めて分析して、そのところで調査に関する最大公約

数あるいは最小公倍数というものを見つけていくということもございます。やはり広く場を見てやりたい、こういうふうに思っております。

ただ、國の場合と自治体の場合の違いと申しますのは、國は全國的規模で物を考えてやつていかなければいけないという面が調査の場合もござります。自治体の場合は自治体特有の事情というの

がそれにプラスされる面がございますから、自治体によっていろいろ異なるところもございましょう。だけれども、各自治体の特徴というようなことを参考にはなると思って私どもは勉強します。

○北側委員 私読まっていたしまして、この大

阪府の答申、本当に非常に具体的、詳細に書かれおりまして、ぜひ参考にしていただきたいと思

うのです。

ちょっと個別の話をさせていただきますが、こ

の大阪府の実態調査の中で、結婚に伴う被差別体

験という項目があるんですね。これについて次の

ような調査結果を報告しております。調査対象の

中には一万九千三百十八組の御夫婦がおられる。

そして、その御夫婦のうちどちらか一方が同和地

区生まれの夫婦というのは七千九十九組おられ

るのです。この七千九十九組から回答をもらつ

ているわけなんですね。これについて次に

親などから同和地区出身者であることで反対され

た夫婦というのは、今申し上げた七千九十九組

のうち千九百八十八組あつたといふ回答になつて

いるのです。二七・八%。結婚式への出席を拒否

した者がいた夫婦は、八百三十組の回答があるの

です。一・五%。また結婚の時期別でとつてみ

ますと、昭和六十年以降、昭和六十年といいま

すから今からまだ七年前の話でございますけれども、昭和六十年以降の結婚でも二三・四%が結婚

に反対されたというふうな、そういう回答結果になつておるのでね。

また、意識調査の方では次のよだな調査結果を報告しております、これは同和問題についての意識というテーマでやっているのですが、今後とも何とかしなければならないとか問題であると考

えている同和地区の問題を複数回答方式で聞いているのですね。これは一般の有権者です。複数回答方式で聞いているのです。答えは全部で十三の

答方が出ているのですけれども、その中で最も回

答の多かったのはやはりこういう答えでして、同和地区の人は同和地区外の人と結婚することが難

しいこと、これが何と三九・一%の回答なんですね。

これは大阪の調査なんですから、大阪は恐らく私の推測では、まだそれでもこういう差別意識が比較的少ないのじやないのかなと思うのです。地方へ行つたらもっと強固な根強い差別意識というのが残っているのじやないのか、私はそのように思います。結婚に伴う差別意識がいかに根強いか、非常にこの報告はよくあらわしているの

じやないか。結婚差別の問題については意見具申の方でも指摘されております。こうした差別意識が強固に存在しているという現実に対し総務省はどう対処しているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

〔井上喜〕委員長代理退席、委員長着席

○小山政府委員 昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申におきまして、先生おっしゃいますように指摘がございます。これは申し上げますと、「心理的差別の解消は、同和関係者と一般住民との婚姻の増加がみられるなど改善の方に向にある」もの、結婚や就職などに関連した差別事象が依然としてみられ、十分な状況とはいひ難い。こうされているわけでございます。私どもは、やはり

創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していく、具体的に総務省としてどういう推

進策を考えられておられるのか、御答弁願えますか。

○小山政府委員 意見具申におきまして、「創意工夫を凝らして、」こうあります。それにつきましては、とにかく啓発とか広報とか申しますのはなかなか効果の測定が難しい、こういうことがござります。そして、ややもすればマンネリズムに陥ります。そこで、ややもすればマニエリズムに陥りやすい、こういう点もござりますので、改めて改めて創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していくよう努めるべきである。

○北側委員 そのとおりで、啓発が重要であると

いうふうに意見具申も言つておられますね。

ちょっと意見具申を読ませていただきますと、啓

発活動について今審議官が読まれた後の文章で

す。

同和問題が国民的課題であるという趣旨は、ことによって初めてその最終的な解決が可能となるということであるが、現状では、必ずしも

国民的課題として普遍化しているとはいえない。

国際的に人権尊重思想が普及する中で、心理的差別の解消に向けて努力を重ねていくことが以前にも増して重要なことになっている。このため、改めて創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していくよう努めるべきである。

この指摘が重要であると思うのですね。「改めて創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していく、具体的に総務省としてどういう推進策を考えられておられるのか、御答弁願えますか。

国際的に人権尊重思想が普及する中で、心理的差別の解消に向けて努力を重ねていくことが以前にも増して重要なことになっている。このため、改めて創意工夫を凝らして、啓発活動をより積極的に推進していくよう努めるべきである。

これは大阪の調査なんですから、大阪は恐らく私の推測では、まだそれでもこういう差別意識が比較的少ないのじやないのかなと思うのです。地方へ行つたらもっと強固な根強い差別意識というのが残っているのじやないのか、私はそのように思います。結婚に伴う差別意識がいかに根強いか、非常にこの報告はよくあらわしているの

じやないか。結婚差別の問題については意見具申の方でも指摘されております。こうした差別意識が強固に存在しているという現実に対し総務省はどう対処しているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

〔井上喜〕委員長代理退席、委員長着席

○小山政府委員 昨年十二月の地域改善対策協議会の意見具申におきまして、先生おっしゃいますように指摘がございます。これは申し上げますと、「心理的差別の解消は、同和関係者と一般住民との婚姻の増加がみられるなど改善の方に向

にある」もの、結婚や就職などに関連した差別事象が依然としてみられ、十分な状況とはいひ難い。こう

されています。そこで、ややもすればマニエリズムに陥ります。そして、ややもすればマニエリズムに陥ります。そこで、ややもすればマニエリズムに陥ります。

○小山政府委員 意見具申におきまして、「創意工夫を凝らして、」こうあります。それにつきましては、とにかく啓発とか広報とか申しますのはなかなか効果の測定が難しい、こういうことがござります。そして、ややもすればマニエリズムに陥ります。そこで、ややもすればマニエリズムに陥ります。

○小山政府委員 意見具申におきまして、「創意工夫を凝らして、」こうあります。それにつきましては、とにかく啓発とか広報とか申しますのはなかなか効果の測定が難しい、こういうことがござります。そして、ややもすればマニエリズムに陥ります。

などについて検討していくことを一つ考えておりま

す。総務庁といなしましては、この意見提出を尊重いたしまして、平成四年度の予算におきましても啓発事業を積極的に推進することとしておりまして、総務庁関係啓発予算については前年度の一

〇・九%増ということで、七億七千三百万ほどを計上いたしております。さらにこの効果的活用ということを図つていただきたいと思つています。

具体的には、総務庁におきまして、地域改善対策の円滑な実施及び国民一般を対象とした差別意識の解消を図ることを目的として、幾つかのことを考えております。直轄事業としまして、国家公務員の研修会、それから地方公共団体職員に対します泊まり込みの合宿形式の指導者養成研修会、及び啓発地区会議の開催、啓発映画の企画、制作など、それから地方委託事業としましては、地方公共団体に対しまして講演会、研究会の開催、啓発資料の配付、テレビ、ビデオ、ラジオ、新聞等を活用した国民一般を対象とする啓発活動を委託する。それから中央委託事業としましては、中央の公益法人に対しまして啓発教材の作成配付、情報及び資料の収集、提供などを委託することとなつております。

○北側委員 大臣、啓発というのが非常に私は重いながら差別解消のための啓発活動に取り組む、まあ一体化といふことが大事なんだろう、こう思つております。

○北側委員 大臣、啓発というのが非常に私は重いと思うと思います。意見提出でもそのように述べられております。予算も平成四年度予算で少しふえておるのでけれども、創意工夫をするとともに、やはりもともとのこの予算の額が私は少ないと思うのです。もつと大幅な予算額の計上といふのも必要じゃないかと思います、その啓発的重要性からいって。大臣、いかがですか。

○岩崎国務大臣 今先生の質疑応答を承つております。大阪での実態調査、幾つかの項目を挙げてきちつとした調査の結果が生まれております。それ

を踏まえて差別問題解消に取り組んでいくならば相当の効果が生まれるのじやないだろか、そんな思いをしながら先生の御質問を伺つております。たし、さらに、特に結婚、いわば心理的差別の問題について親の反対が二七・八%ある。また、式に出席することを拒否した方々が一・五%ある。それから、六十年からの調査で、結婚に反対された、そういった方々が二三・四%ある。そして、地域全体の意識調査の中で、結婚はやはり難しい、これが三九・一%、約四割ですね。確かに、先生冒頭におっしゃつたとおり、今の若い方々が一般地区の方々と結婚する、この割合は年が若くなればなるほど多くなっている。今の我々がつかんでおるデータは約六割。ですから、このデータはまさに真鍮をついたデータではなかろうか、このように受けとめてまいりました。

と同時に、今先生から、啓発、啓蒙等々について、まさにそのことにこそ力を入れなきやならないといふことで、平成四年度におきましては、わずかではございますが、対前年度比増額の予算を計上いたしました。そこで、少なくとも、物的事業費は相当減額されていますから、非物的事業、啓発関係についてはわずかではございますが、増加をしておる。その中に、総務庁として啓発問題にまさに創意工夫をしながら取り組んでいきたいといふ意思を表明しておるんだ、まず今年度はそのよう受けとめさせていただいて、そして実態調査ができる上がって、さて啓発問題どうしようか、こう思つております。

○北側委員 大臣、啓発というものが非常に私は重いと思うと思います。意見提出でもそのように述べられております。予算も平成四年度予算で少しふえておるのでけれども、創意工夫をするとともに、やはりもともとのこの予算の額が私は少ないと思うのです。もつと大幅な予算額の計上といふのも必要じゃないかと思います、その啓発的重要性からいって。大臣、いかがですか。

○桜井委員長 次に、三浦久君。

○三浦委員 まず最初に、総務庁長官にお尋ねをいたしたいと思います。

現行の地対財特法は最終の特別法だというふう

に位置づけられました。したがつて、現行法の期限が切れるというその時期に、これから行う新たな事業まで含めて残事業として見積もりがありました。こういうことを繰り返していたので私はエンドレスだと思うのです。ですから、今回の法案を最後の特別法とすること、そして期限内に事業を完了させて地域改善対策を早く一般行政に移行させるべきだというふうに我々は考えておりますが、その点についての長官の御決意を伺いたいと思います。

○岩崎国務大臣 お答え申し上げたいと思いますが、先ほども上田議員に対しまして冒頭にお答え申し上げましたとおり、同和問題はまさに我が国憲法に保障されました基本的人権にかかる重大な問題である、こうした認識のもとに、政府といたしましては、昭和四十四年以来二十三年間にわたりまして特別措置法に基づいて今日まで鋭意関係施策について努力をいたしてまいったところでございます。その結果、昨年十二月の地域改善対策協議会の意見提出におきましても、「その成果は全般的には着実に進展をみている」という評価をいただいているところです。地域改善対策は永続的に講じられるべき性格のものではない、こうした地対協の意見提出もあるところでございまして、したがつて、事業の迅速な実施によりまして、できる限り早期に目的を達成することが必要であると考えております。

一般対策への円滑な移行のための現行法は最終法として制定されたものではございますが、残事業も残つておりますし、ただいま北側先生からお話しのあつたように、啓発等心理的な差別の問題もまだまだ残つておる、そうしたこと、真に必要な事業に限つて財政上の特別措置を五年間延

長するための法案を提出いたしておるところでござります。これによりまして残されました事業の実施する経過的な措置があればよいというふうに考へていたわけであります。もしそのほかに必要な事業があれば、一般行政でやればよいからであります。

○三浦委員 次に、同和地区的実態の調査についてお尋ねをいたしたいと思います。

その地域が同和地区であるかどうか、こういう調査などは私は絶対にやるべきじゃないというふうに思います。今まで長い間申請がなかつたといふことはいろいろな理由があつてのことでありました。しかし、そういう同和地区的指定を受けるかわなければならぬことがあります。それを、行政が未解放部落を掘り起こし、ここは同和地区だとうか、これはその地域住民の合意に基づいて行政に移行させるべきだといふふうに我々は考えておりますが、その点についての長官の御所見を伺いたいと思います。

○岩崎国務大臣 お答え申し上げたいと思いますが、先ほども上田議員に対しまして冒頭にお答え申し上げましたとおり、同和問題はまさに我が国憲法に保障されました基本的人権にかかる重大な問題である、こうした認識のもとに、政府といたしましては、昭和四十四年以来二十三年間にわたりまして特別措置法に基づいて今日まで鋭意関係施策について努力をいたしてまいつたところでございまして、昭和五十年、六十年とやつてきておかれつてこういうことをやることは行政が部落差別を助長する結果になる、そういうふうに思いました。このようなことは断じてなすべきことではないというふうに考えておりますが、御所見を伺いたいと思います。

○小山政府委員 実態調査につきましては、政府としまして、昭和五十年、六十年とやつてきておりまして、この時期におきまして私どもはさらに寛容化されておる、こういう認識であります。また、昨年十二月の地対協意見提出でもそれとしまして、この時期におきまして私どもはさらに寛容化されておる、こういう認識であります。意見提出におきましては、「これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区的実態や国民の意識等について把握する」、こういうふうに言われておりますので、私どももそれを受けまして、対象地区につきまして調査を実施する、こういうことでございます。(三浦委員いや、質問の趣旨に答えてください)と呼ぶ

○三浦委員 舉手をして、許可をとつてから質問してください。三浦君。

て答弁していただかないと困ると思うのですね。

もう次に移ります。

我が党は、今日まで同和行政の乱脈、不公平、それから確認・糾弾、こういうようなものを一掃して、公正で民主的な同和行政を推進するために闘つてきました。これらは意見提出でも、今日での重要な課題であるというふうに指摘をされております。

しかし、実際見てみると、まだまだ大変ひどいものがあるのですね。例えば、福岡県の嘉穂郡に八つの町があります。この八つの町では、同和団体助成金のほかに同和対策推進費という名目で、各町で行う同和事業費の額に応じてそれぞれ費用を分担して予算に計上して、特定団体の地域協議会に括して交付をしています。平成三年度は三千万円にも及んでいます。おれたちの運動で同和事業を実施しているんだから、その事業総額の3%は同和団体に交付しろ、こう言つて特定団体が予算に計上させているのです。これなどはまさに税金のピンはねであります。同和行政の私物化であります。こうした行政上の筋の通らない利権あさりがまだまだ行われているんですね。(発言する者あり)

○桜井委員長 静肅に、静肅に。発言者以外の方は静肅に、静肅に。

○三浦委員 それからまた、隣保館の使用などにつしても特定団体以外の人物には使わせないといふようなことが行われている。(発言する者あり)

○桜井委員長 静肅に願います。

○三浦委員 また、住宅新築・改修資金、こういふものの貸し出しも極めてだらめであり、架空の人間にまで貸し出しが与えられる。そのために返還金の償還率といふのが非常に少なくなっています。したがつて、それがゆえに赤字再建団体に転落をするという小さな自治体まで発生している。こういう不公正、乱脈な同和行政について、これをどういうように是正していくのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○小山政府委員 政府におきましては、地域改善

対策に係る行政運営の適正化をより確実なものとするため、昭和六十二年四月一日付の地対財特別法の施行に伴い、関係各省庁の事務次官連名で、行政運営の適正化等に努めるよう地方公共団体に対する通知するとともに、事業所管省庁におきましては、個々の事業運営の適正化について機会あるごとに必要な助言、指導を行つてまいつたところ

でございます。また、総務厅におきましては、関係各省庁の協力を得まして、法施行後における地方公共団体の事業の実施状況等の実態把握を平成元年一月に実施いたし、その結果を踏まえまして、平成三年二月、昨年でございますが、関係省庁の局長連名で、事業の見直しと事業運営の適正化に今後とも努めるよう地方公共団体に対して通知をしております。これらの指導等によりまして、徐々にその効果はあらわれてきているものと想つております。

今後とも、関係省庁と連絡を図りまして、地方公共団体に対し適切な指導を行つてまいりたい、このように考えております。

○三浦委員 不公正、乱脈な同和行政のは是正をうたつた政府の啓発推進指針、これは適正な同和行政を求める国民運動の反映だというふうに私どもは考えております。この指針を確實に実行するということが今必要になっていると思います。

また、特定運動団体が主張する部落解放基本法の制定について、我が党は部落を法的に固定化するものであるというふうに厳しく批判をしてまいりました。

○桜井委員長 静肅に願います。

○三浦委員 私の方から、啓発推進指針につきたいと思います。(発言する者あり)

○桜井委員長 静肅に。

昭和五十九年の地域改善対策協議会の意見提出から、昭和六十一年の地域改善対策協議会の意見申でその策定を行なべきと提言されておりまして、学識経験者等の専門的意見を参考としながら、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○桜井委員長 これにて修正案についての趣旨の

具申も踏まえまして、総務厅が取りまとめました。

今後の啓発活動推進の参考となるよう関係各省、都道府県等にお送りしたものでございます。総務厅といたしましては、この指針が参考とされ、それぞれの地域の実情に応じ、適かつ効果的に活用されるよう引き続き意識してまいりたいと思っております。(発言する者あり)

○桜井委員長 静かに、静かに。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

同和行政にもたらされたさまざまなものを受けます。

政府提出法案は、最終の特別法と位置づけられ

た时限法として、事業の一掃廃止、縮小も予定されるなど、大枠で地域改善対策事業を一般行政に移行させる方向を示しております。しかし、いわゆる残事業の定義をあいまいにしていることや、別対策である地域改善対策事業を一般行政へ早期円滑に移行させ、また事業を公正かつ民主的に実施しつつ、特別対策の終結を進める立場から我が党は、国民的融合を進め、「二十一世紀までのまま五年間先送りしていること、また公正かつ民主的に事業を実施するという制度的保障が不十分であることなどを指摘せざるを得ません。

私は党は、国民的融合を進め、「二十一世紀までのまま五年間先送りしていること、また公正かつ民主的に事業を実施するという制度的保障が不十分であることなどを指摘せざるを得ません。

○三浦委員 日本国共産党を代表して、ただいま議題となつております地域改善対策特定事業に係る国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対して、修正案の提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

同和対策特別措置法以来二十三年間にわたつて実施されてきた財政上の特別措置によって、同和地区の環境と同和地区住民の生活は大幅に改善され、同和地区住民の自立と同和地区内外の融合と連帯を大きく前進させることができて求められていました。

この二点についての所見を伺つて、質問を終わ

ります。

第三は、不公正、乱脈な事業を一掃するため、第三は、不公正、乱脈な事業を一掃するため、定義を、一九九一年度末までに認定・着手し継続している事業に限定します。

第二は、何らかの理由でおくれているこれら事業を確実に完了させるために、法の期限を三年とします。

第一は、引き続き行う地域改善対策特定事業の定義を、一九九一年度末までに認定・着手し継続している事業に限定します。

修正案を提出するものであります。

次に、修正案の概要を申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

○三浦委員 日本国共産党を代表して、ただいま議題となつております地域改善対策特定事業に係る国財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対して、修正案の提案理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

同和対策特別措置法以来二十三年間にわたつて実施されてきた財政上の特別措置によって、同和

地区の環境と同和地区住民の生活は大幅に改善され、同和地区住民の自立と同和地区内外の融合と連帯を大きく前進させることができて求められています。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますよう要望いたします。修正案の趣旨説明を終わります。

○桜井委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 これより原案及び修正案を一括し

て討論に付するのであります。討論の中申し出が

ありませんので、直ちに採決に入ります。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及びこのに対する修正案について採決いたします。

まず、三浦久君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立少數。よって、三浦久君提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○桜井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立多數。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○桜井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○桜井委員長 起立総員。よって、本案に係る附帯決議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田口健二君。

○田口委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申しあげます。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田口健二君。

○田口委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申しあげます。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。

○桜井委員長 お詫びいたします。

○桜井委員長 この際、総務庁長官から発言を認められておりますので、これを許します。岩崎総務庁長官。

○岩崎国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を踏まえて検討し、努力してまいりたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よって、

○桜井委員長 そのように決しました。

○桜井委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○桜井委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、改めて国民的課題としての展開が重要であり、人権尊重の観点に立った取組みが引き続き必要であることにかんがみ、同協議会の中に、心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進、行政運営の適正化等、基本的な課題を審議する

ための仕組みが設けられるよう、特段の配慮

が行われるよう留意すること。

本動議の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになつてることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○桜井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 以上であります。

午後一時開議

○桜井委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。岩崎総務庁長官。

○桜井委員長 一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○桜井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

政令で定める日から施行することとするとともに、関係法律について所要の改正を行ふこととしてもおります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことををお願い申し上げます。

○桜井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○桜井委員長 以上であります。

○桜井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

平成四年度のできるだけ早い時期に実施をすることとして、今国会に法案を提出いたしますと明言をされておるわけであります。

私どもは、今日までの経過から考えてみて、「平成四年度のできるだけ早い時期」というのは当然四月であるという認識を持つております。しかし残念ながら、法案の提出が三月に入り、本日はもう三月の二十六日でありますから、現実的に言つて四月実施というのは物理的に実現不可能な時期であるというふうに認識せざるを得ないと思うのであります。しかし、今の予定で三月中にこの法案が成立をするということになれば、その周期間などを含めても、私は五月の第一週から実施をすべきである、このように考えておるわけであります。大臣の御所見をいただきたいと思います。

○岩崎国務大臣 国家公務員の完全週休二日制につきましては、先生からお話をございましたところから、職員の勤務条件を改善する、そういう観点からも、また、ゆとりある国民生活を実現する、そうした面からも極めて望ましいものである、私どもそのように認識をいたしております。

そこで、昨年八月の人事院勧告を受けまして、その導入につきまして検討を行い、昨年十二月に、「平成四年度のできるだけ早い時期に実施する」と等を内容とした閣議決定を行つたところでございます。この方針に沿いまして、完全週休二日制を速やかに実施できますよう法案を今国会に提出をいたしておりますところでござります。

実施時期につきましては、法案成立後、国会及び裁判所との協議を経まして、国民への十分な周知期間を置いて実施することになりますので、現在の段階におきましては確定的なことを申し上げる状況にはございません。ただ、総務省といたしましては、平成四年度のできるだけ早い時期に実施できますよう、今後最大限の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○田口委員 今大臣の方から、できるだけ早い時

期、最大限の努力をするという御回答をいただい

たのであります。私が先月から実施をす

べきだ、こう申しますのも、たしか八年であつたと思ひますか、公務員の四週六休に伴つた閉

法案が当委員会に提案をされました。十一月の八日だったと思いますが、私もこの問題について委員会で質問をいたしました。当時の総務省長官の御回答では、閣議では本年度じゅうということになつておりますが、本年度じゅうということは三月まであるわけですが、それではやはりだ

月だらう、やはり一月から実施をしたい、こうい

うことでの法案が成立をすれば一ヵ月ぐらいの準備期間があれば実施ができるという積極的な御回

答もいただいて、確かに閉院法案は八九年の一月から実施をされたと思います。

私は、四週六休に伴う閉院というのは、公務員制度にとつてもあるいは行政機関においても初めての試みですから、このことはやはり国民にあります程度の期間を持つて周知をしなければならない、こういうふうにももちろん思つておりました。しかし、今回の完全週休二日については、既に四週六休に基づく閉院法案がもう定着をしておるという状況でありますから、そういう環境から考えてみるならばあの閉院法案のときよりも今回の方が情勢的には好転をしておるのではないか、私はこういうことも考えまして、法案が成立をするところだところでござります。このことを強く大臣にも要請をしておきたいというふうに思いましたので、格段の御努力をひとつお願いをいたしました。

○田口委員 ちょっと聞き漏らしたのですが、それは二学期からの学校五日制の施行ですか。それとは関係なく、公務員が完全週休二日制に入つた時点では教職員についても横並びとして週四十時間体制がとられていくということですか。

○山崎政府委員 四週六休制の場合も同じような問題がありまして週四十二時間になつたわけですけれども、教員につきましても週四十二時間を実現するということと、やはりまとめどり等の方法で同じ時期から施行するということで現実に動いております。ただ、地方の実態を見ますとそれぞれ個別の事情がござりますので、組合、職員団体等との話し合いがついたものについて実施していくというケースもありますので、必ずしも全国一齊にというわけではありませんけれども、制度的には国の場合、同じ時期に週四十時間体制に入れることになつております。

○田口委員 次に、完全週休二日制が実施をされたりといふことになれば、それはひとつ

人事院並びに総務省の方にもお伺いをしたいと思

うのです。

「一九七〇年代の半ばからこの問題に取り組んでまいりまして、いよいよこれが実現をするというふうのです。

そこで、完全週休二日が実施をされる

実施をされる、片一方、教職員においてはそうではないという問題が生じてくるであろうというふうに思ひますが、これに対して人事院としては、

公務員制度という立場から考えてみて一体どのようにお考えになつておられるか、お尋ねをいたし

たいと思います。

文部省において平成四年九月から毎月の第二土曜日を休業日とするということで準備が進められておるところでございます。人事院といたしましては、国立大学附属学校の教員の週四十時間勤務制につきましては、学校週五日制を含め、夏季あるいは冬季の休業期間中における勤務を要しない日のまとめどりなどの弾力的な運用によりまして実現できるよう、文部省に対して検討を依頼してい

るところであります。これによりまして、教員についても勤務時間の面では他の職員と同時に週四十時間勤務制に移行することが可能であると考

えております。

○田口委員 平均的に四十時間というのは、聞く

ところによれば例えば五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかという

月まであるわけですが、それではやはりだ

月だらう、やはり一月から実施をしたい、こうい

うことでの法案が成立をすれば一ヵ月ぐらいの準備期間があれば実施ができるという積極的な御回

答もいただいて、確かに閉院法案は八九年の一月から実施をされたと思います。

私は、週四十時間といふのは、聞く

ところによれば例え五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかという

月まであるわけですね。そういう長い期間の中で平均して四十時間といふ完全週休二日に入つていった場合に、まあ交代制勤務のところは多少変則になつてもそんなに長いスパンではないと思うのですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題ないのでしょうか。

○山崎政府委員 いわゆる勤務条件としての四十時間制あるいは四十二時間制という面では、原則

週四回を単位に考えていくことになります

これがするんですね。そういう長い期間の中で平均して四十時間といふ完全週休二日に入つていった

場合に、まあ交代制勤務のところは多少変則になつてもそんなに長いスパンではないと思うのですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題ないのでしょうか。

○田口委員 平均的に四十時間といふのは、聞く

ところによれば例え五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかといふ

月まであるわけですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題ないのでしょうか。

どりといふことになれば、それは何週でそういう週四十時間といふことになるのですか。

○山崎政府委員 結果的に、非常に長いスパンで週四十時間を平均的に実現していくということに

なろうかと思います。

○田口委員 平均的に四十時間といふのは、聞く

ところによれば例え五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかといふ

月まであるわけですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題ないのでしょうか。

○山崎政府委員 いわゆる勤務条件としての四十時間制あるいは四十二時間制といふのは、原則

週四回を単位に考えていくことになります

これがするんですね。そういう長い期間の中で平均して四十時間といふ完全週休二日に入つていった

場合に、まあ交代制勤務のところは多少変則になつてもそんなに長いスパンではないと思うのですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題なのでしょうか。

○田口委員 平均的に四十時間といふのは、聞く

ところによれば例え五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかといふ

月まであるわけですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題なのでしょうか。

○山崎政府委員 いわゆる勤務条件としての四十時間制あるいは四十二時間制といふのは、原則

週四回を単位に考えていくことになります

これがするんですね。そういう長い期間の中で平均して四十時間といふ完全週休二日に入つていった

場合に、まあ交代制勤務のところは多少変則になつてもそんなに長いスパンではないと思うのですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題なのでしょうか。

○田口委員 平均的に四十時間といふのは、聞く

ところによれば例え五十二週を通じて四十時間とか、こういうスパンになるんではないかといふ

月まであるわけですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題なのでしょうか。

○山崎政府委員 いわゆる勤務条件としての四十時間制あるいは四十二時間制といふのは、原則

週四回を単位に考えていくことになります

これがするんですね。そういう長い期間の中で平均して四十時間といふ完全週休二日に入つていった場合に、まあ交代制勤務のところは多少変則になつてもそんなに長いスパンではないと思うのですね。その辺の関係というのはどうなんでしょうか。それは問題なのでしょうか。

は、必ずしもそうではない、政府も公約をしておりますように、いわゆる千八百時間体制に向けてさらにこの問題については取り組みを進めていかなければならぬというふうに考へておるわけです。

千八百時間体制に取り組んでいく中には、さまざまの問題があらうかと思います。

例えば超過勤務の解消というのをどうか、あるいは年次有給休暇の完全取得だと、さまざまな課題もあります。あるいは、特に公務員の中で強い希望があるのは夏季休暇の問題。これは実績を見ましても、非常に取得率といふのはいい状況にあるわけですね。九〇%以上の取得率になつておるようです。

また、この夏季休暇に前後して年休を消化すると、いうような形で、そこにある程度、まあ長期とは言ひがたいのであります、五日ないし六日の休暇をこの時期にとつていく、こういう問題なども現実に出てきておるわけでありますから、人事院と申しますが、五日ないし六日の休暇をこの時期にとつていく、こういう問題などを、勧告はどうだということでおこないますが、今は公務員の中からも今出てきております介護休暇の問題など、これらについて来年度の勧告の中で取り上げるお考えがないかどうか。そしてまた、冒頭に申し上げました完全週休二日実施以後の公務員の労働時間の短縮についてどのようなことをお考へになつておられるのか、この点について人事院並びに総務省の方にお尋ねをいたしたいと思います。

○赤富政府委員 お答えを申し上げます。

ただいま委員が仰せられましたように、もう既に政府は昭和六十三年、御存じのとおり経済運営五カ年計画、その中におきまして千八百時間の目標を表明されているわけでございます。我々いたしましては、それを十分に念頭に置きまして、今後も勤務時間短縮を進めるべく努力をしていかなければならぬというふうに思つておりますけれども、今回この完全週休二日制の実現を見た暁におきましては、所定内労働時間の短縮としては制度上は一応区切りがついたものではなかろうかということを考えておりますが、その後の、た

だいま言われました当面の課題といいたしましては、年間の総実労働時間の短縮、これが非常に重要な問題でございまして、超過勤務時間の縮減や年次休暇の取得率の向上等に重点を置いて取り組んでいかなければならない、かように考へております。

また、ただいま言われました諸種の休暇制度あるいは夏季休暇の日数の問題、これは夏季休暇においては去年、御承知のとおり民間の実情等を勘案いたしまして三日間というのを勧告をさせていただいて実現をしているわけでございますが、その定着状況、これをまず見てまいりまして、しかも民間におきまして今後どのような趨勢にありかということを十分に認識をいたしまして適切に対応してまいりたい。

それから、ことしの勧告についていろいろなことを、勧告はどうだということでおこないますが、今の段階でことしの勧告について申し上げる段階ではございませんが、民間におきましてはやはり介護休暇を初めとしてフレックスタイム制とかいろいろな問題がこれから社会経済情勢の変化に応じて出てくるわけでござりますので、それについても十分に検討をしながら適切な対処をしてまいりたい、かのように考へておる次第でございます。

○山田政府委員 総務省といたしましても、公務部門における勤務時間、総労働時間の短縮に当たりましては、完全週休二日制に合わせまして超過勤務の適正化、年次休暇の計画的取得の推進に努める必要があるといふふうに考へております。

総務省では、各省庁の御賛同をいただきまして毎年人事管理運営方針というものを定めておりまして、各省共通の人事管理上の基本方針でございますが、その中で超過勤務の縮減についても取り上げおりまして、公務能率の一層の向上を図りつつ超過勤務時間の短縮に努める、このため事務の見直し、合理化を図るとともに、定時退庁に努める日の設定、管理者の率先退庁等職場の実情に応じた工夫を行う、また代休制度の適切な運

用を図る、こういったことも決めております。

それから、超過勤務時間の短縮のための諸方策を検討するため各省庁の担当者で研究会をつくりております。そこで当面実施可能な対策をいろいろ検討しております。この研究会では、一

年、平成二年に中間報告として「当面実施可能な超過勤務対策」というものを取りまとめておりまして、そこで当面実施可能な対策をいろいろ検討しております。この研究会では、一

くつております。そこで当面実施可能な対策をいろいろ検討しております。この研究会では、一

年、平成二年に中間報告として「当面実施可能な超過勤務対策」というものを取りまとめておりまして、各省庁で超過勤務対策を策定し、また実施する際に活用していただいているところでございます。

その主な内容を申し上げますと、一般的に事務の見直し、事務処理方法の合理化等によつて業務量そのものを減らすよう努める、また人員配置を見直して適正な人員配置を行ふ、年間いろいろ業務の繁閑がござりますのでその辺を計画的に事務処理することによって業務量の平準化を図る必要があります。また、国会関係、予算関係、法案関係、

そういうことで各省との協議とかいつた面で待機する時間がかなり多いといふこともございまして、そういう待機の方法、連絡体制等を見直す

こと、特に管理職員がみずから率先して退庁することで、それを実現するためには、これもまた、国民の祝日等の休日を全部休みまして、年次休暇も二十日間取得する、それから年末年始の休みが元日のほかに五日ございます。そういう休日の日が全部で百四十日ほどございまして、これを全部休んだといたしますと残りが約二百二十五日になると思います。これで八時間労働で一千八百時間といふことを計算上なります。実際にこれは、今御指摘のようく超過勤務もござりますし、これを全部休んだといたしますと残りが約二百二十五日になります。これで八時間労働で一千八百時間といふことを計算上なります。実際に年次休暇のとれない分もあるということでおこな

ります。

○山田政府委員 完全週休二日制ができると現在の超過勤務の時間といふのは年間にしまして、あるいは月でも結構ですが、わかつておれば

超勤務といふのは、これは各省庁いろいろなところによつて差はあると思うのですが、平均をすくつておきたいと思うのですが、この完全週休二日が実施をされますと、年間で実勤務時間といふのは何時間になりますか。

それから、今お話をありましたように、現実に超勤務といふのは、これは各省庁いろいろなところによつて差はあると思うのですが、平均をすくつておきたいと思うのですが、この完全週休二日が実施をされますと、年間で実勤務時間といふのは何時間になりますか。

○田口委員 今のことに関連をして一つお尋ねを

しておきたいと思うのですが、この完全週休二日が実施をされますと、年間で実勤務時間といふのは何時間になりますか。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努める、

特に夏季休暇の前後における年次休暇の使用、年間を通じて適切な時期における年次休暇のまとめまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

また、年次休暇の使用の促進につきましても、これも同じ人事管理運営方針で方針を決めておりまして、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。

超過勤務につきましては、それぞれ職場によつてかなり違いますが、中央省庁の場合、年間を通じて見ますと、月に約二十時間前後、年間で約二百五十時間前後になるのじゃないかといふふうに思つております。

○田口委員 ですから、完全週休二日といふのが実施をされますと、確かに国民の祝日であるとかその他の休みを引いていきますと、実勤務時間というのはかなり千八百時間に近まる、あるいは

ちょっとそれ下回るぐらいのところに来るかもしれません。しかし、今お話をありましたように、超過勤務だけでも年間二百五十時間、これに

年休の取得率といふのも非常にまだ低いわけですがこの人事管理運営方針でもできるだけ具体的に

から、こういうものを考えていくとまだ公務員全体としての労働時間の短縮にはやはり課題が多いと思うのですね。ですから、今人事局長の方でお話がありましたような点についてはひとつこれからも積極的に取り組んでいただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

そこで、ちょっとこれから法案には外ますが、関連をして幾つかお尋ねをしたいことがございます。

平成二年の十月に国勢調査が実施をされました。それで、私もこの調査の前に関係団体の皆さん方と何度も総務省に参りました。いろいろ意見交換をいたしましたことがございます。この国勢調査が終わりまして、今考えてみますと、今回の国勢調査ほどいろいろ多くの問題があり、また同時に話題を提供した国勢調査もなかったのではないか、今そんな感じを持つておるわけです。

それで、きょうは時間も限られておりますから幾つかの点をお尋ねをして、また機会を見てこの問題についても触れさせてもらいたいと思うのですが、一番最初に、封入提出率の都道府県別の推移状況というのをわかつておつたら、まあ封入といふ言葉は私も初めて聞いたのですが、封筒用紙を入れて提出するというあの封入だと思いますが、これは恐らく統計局の方でも全国の都道府県の状況というのを、今回、前回あるいはその前含めて状況というのを把握しておられると思いまので、今ここはもう時間がありませんから、後ほどできれば資料としていただきたいと思います。

そして、ここでは特に、前回に比較をして今回変わつてきておる、そういう特徴的な自治体等があれば、二、三例示を聞いていただきたいと思います。

○井出政府委員 お答えいたします。

平成二年の国勢調査の場合の封入提出率でございますが、全国平均で約3%ということで、昭和六十年の一%程度に比べて約3倍ぐらいになつておるということです。

それから、都道府県別に見ますと、一番高い封

入率でございますが、京都府でございまして、9%程度ということで、昭和六十年に比べまして六ポイントぐらい上がつておる。総じまして関西地方の府県が高いということございます。ちなみに東京都の場合は5%程度ということで、昭和六十年に比べて三ポイントほどふえておる。一番少ないのは沖縄県でございまして、〇・二%というようなことで、大体の都道府県で昭和六十年に比べて平成二年では封入率が高くなつておるという実態でございます。

○田口委員 私も今回の国勢調査のさまざまな結果等を見て、非常にここに特色があるというふうに思つておるわけですね。特に京都の場合には9%，全体的にも今お話をありましたように前回に比べてやはり三倍ぐらいになつておるわけですね。これは、国勢調査が始まる前にも、私もさつき申し上げましたように何度か総務省の方と話し合いをした中で大きな課題として取り上げられた一つの問題だと思うのですが、その原因をどのように理解をしておられるのか、お尋ねをしたいと思うのです。

○井出政府委員 封入提出率の増加についてでございますが、いろいろ地方自治体の方から事情を聴取しております、その結果によりますと、主な原因というのはやはり国民のプライバシー意識の高揚ということが言えるのじゃないかというふうに思います。

ただ、平成二年の場合、こういうようなプライバシー意識の高揚ということで、私どもで各世帯に配ります調査票の記入の仕方の中に、密封して提出できますということを明示いたしましたので、昭和六十年に比べて平成二年はそういう意味もありまして若干ふえているというふうに思いました。

○田口委員 確かに今言われたようなことも一つの原因かと思うのですが、一番基本的な問題といふのが国民のプライバシー意識の高揚。そういう説明をされたとおつやつても、それすらまだなかなか理解をしていない方もたくさんいらっしゃると思うのですよ。本当に国民がいわゆる密封をして提出をしてもらいたいんだというふうに理解をすると、この率といふのは物すごく増加していくんだろうと私は思いますね。ですから、こういう点について、あれは調査用紙に書いてあつたのですか、そういうことができますという説明が。そういうものについてさらに今後改善をしていく必要があるのではないか。もっと国民に広くそのことが理解できるような方法というものを考えていくべきではないかと思いませんが、そういう点について何かお考えがございますか。

○井出政府委員 先生御承知のように国勢調査は約四千万世帯といいますか調査するわけでございまして、調査票を積み重ねますと富士山の二倍になりますというようなことで、実際にすべてが密封されますが、その調査内容を審査して正しいかどうか、こういうのを確認するのが非常な手間になることがありますと、その調査内容を審査して正しいかどうか、そういうのを把握していらっしゃる方は大変心配な問題だと私は思います。その辺はどのように把握していらっしゃるのか、まずお考えを聞きたいと思います。

○井出政府委員 先生御指摘のように、国勢調査の調査環境というのは非常に厳しくなつていていますね。これも大変心配な問題だと思います。その辺はどのように把握していらっしゃるのか、まずお考えを聞きたいと思います。

○井出政府委員 密封の関係は、確かにそれは量がふえてくると事務処理的にも非常にさまざまな障害が出てくるというお考えも率直に現実問題としてあろうかと思うのです。

ただ、私ども考えますと、では、だからいつてなるべく密封、封入提出を少なくするという立場でこれをやりますと、実際に国勢調査の意義がなくなつてくる。というのは、これは後からちょっと見解も伺いたいと思うのですが、物すごく不正確だと言うのですよ。それは調査員が言つておるわけですから、あるいは指導員が言つておるわけですから、信用ができないと。これは後からもちょっと触れますと、例えば調査項目にものかもわかりませんね。その設定の仕方にもよるかもわかりません。より個人の、国民のプライバシーを侵害するような調査項目であれば、それに對して国民が調査拒否をする、あるいは密封以外には出さない、あるいは虚偽の申告といいますか、出す、ということになつたんでは、これはもう国勢調査そのものの存在価値すら疑われるような状況になつてくるわけですから、この辺はひとつ十分検討を加えていく必要があるというふうに思いますが、そのことを一つ申し上げておきたいと思います。

○井出政府委員 密封の関係は、確かにそれは量がふえてくると事務処理的にも非常にさまざまな障害が出てくるというお考えも率直に現実問題としてあろうかと思うのです。

それから二点目は、先ほども申しましたように国民のプライバシー意識の高まりといふようなこととて、一部の調査事項について答えたくないといふふうな傾向がふえてきておるという点でございます。

それから第三点は、国際化に伴いまして外国人の居住者が増加しておるということで、この調査もなかなか困難になつてきておる。

大きく分けてこの三つが要因じゃないかといふふうに考えておる。もちろん、そのほかいろいろあると思いますが、その辺を踏まえまして、我々

としてもこれからいろいろ平成七年あるいは平成十二年という国勢調査の企画に際して検討しているふうに思つております。

○田口委員 この調査後、各自治体から実施状況報告が提出をされていますね。各都道府県単位でまとめて、それが総務庁の方に提出をされておると思うのですが、これは全国的な実施状況報告といふものは総務庁の方で集約をされていますか。

どうなんでしょうか。

○井出政府委員 御承知のように実施状況報告といふのが地方公共団体から私どもに来ておるわけで、この内容は国勢調査の実施状況、それから実施上の問題点、意見等を取りまとめてあるわけでございます。

この平成二年の国勢調査におきます実施状況報告における主な意見をちょっと御紹介いたしますと、調査事項についてでございますが、調査事項を簡略化して記入の軽減を図つてもらいたい、こういう意見が多かった。

それから調査票についてでございますが、文字等をもつと大きくしてくれ、小さくて読みにくいい。特に高齢化社会になつておりますので、小さい字は困る、こういうふうな意見が多かった。

それから調査員の選考配置についてでございますが、これは二つに意見が分かれておりますので、十分いろいろと意見知りの調査員が望ましい、これが十九件ほどあるわけです。逆に、意見知りでない調査員がよろしい、望ましい、こういう意見が九件というふうに意見が分かれておるわけですが、こちら辺はいろいろそれぞれの地方公共団体と話し合つて将来どうするかを決めていかなければいかぬというふうに思つておるわけです。

それから世帯の協力を得るための方法についてといふことで、広報活動をより一層充実してもらいたい。これはお金がかかることでございますが、できるだけ広報に力を入れてくれ。それから不在のため対応に困つた例、こういうことでやはり単身者世帯、学生、こういうところが非常に難しい。

それから安全対策についてでございますが、現行制度といいますのは、夜間指導員あるいは相互協力、二人の調査員が一緒になつて相互に協力してやる、こういう制度をやつておるわけですが、できれば一調査区に二人の調査員を置いてもらえないか、こういふような意見がございます。

それから最後でございますが、結果の利用状況についてということでの御意見では、地方自治体の長期総合計画あるいは都市計画等々に使うので結果の充実を図つてもらいたい、こういうふうなこと。

もつといろいろございますが、集約するとこんなところが大きな意見ではないかというふうに思います。

○田口委員 その実施状況報告をちょっと部分的に見ましても、都市部の自治体、郡部と違つて都市部の自治体では現在のような調査のやり方では今後継続が困難だ、こういう意見が出ているようなんですね。そういうふうに総務庁としては御理解されていますか。あるいはそれに対してもうお考えになつておられるのか、わかつておればお聞かせをいただきたいと思います。

○井出政府委員 確かに都市部ではオートロック

マンションとか共働き世帯とか単身者世帯、こういう方が多いわけでございまして、そういう地域では調査は非常に困難だということは十分承知しておりますわけでございます。そういうことで先ほど封入の割合なども都市部の方で多くなつておるというふうになるのだろうと思いますが、特にそのため私ども総務庁統計局としては、こういうふうな状況を踏まえまして、地方公共団体の意見も十分お聞きして、もちろんまた結果の利用者、ユーザーの方の意見等も十分聞いて、世帯との接觸を容易にする方法あるいは調査票提出の方法、こういうことについて十分検討して、次の国勢調査に向かつていろいろと検討していきたいというふうに思つておるわけでございます。

○田口委員 今のことに関連をしまして、大阪府

と府下の市町村が合同の研究会を持つておりますね。そこで現行調査の見直し案をまとめておる、こういうことを聞いておるわけですが、そのことを御存じでしょうか、そして国としてはどういうこと

考え方を持つておられるか、そのことをお尋ねいたしたいと思います。

○井出政府委員 大阪府と府下の市町村の研究会があつて、その報告書が私どもの方にも提出されております。この報告書は、調査実施者の立場から、特に都市部における国勢調査の実施上の問題點、これを分析しておられるわけでございまして、今後の私どもの国勢調査の計画、実施に当たつて非常に参考になるというふうに思つておるわけでございます。

それから次回調査等についてはもちろん地方公共団体によつては意見が違いますので、十分いろいろな地方公共団体の意見を聞きながら、それと同時に、先ほど申しましたように、結果の利用者、こういう人たちの意見も十分に聞いてこれらの計画を検討していきたいというふうに思つております。

〔委員長退席、井上(喜)委員長代理着席〕

○田口委員 同じように、十一大都道府県統計主管課長会議、ここででも調査方法であるとか調査項目、調査員の安全対策なんかの問題で国に対しても要望しておるというふうに聞いておるわけですが、この辺についての状況の把握並びに政府の見解というのはどういうふうに活用されておるのか。余りそのことは国民に知らされていないといいますなかなかわからぬ。そのことはまた逆に、先ほどからもちょっと出ておりますように、例えば議員の定数を、国勢調査の結果によつて算定の基礎とするとか、いろいろ法令上で定められた問題もあるのですが、それ以外に実際に国勢調査というのはどういうふうに活用されておるのか。余りそのことは国民に知らされていないといいますなかなかわからぬ。そのことはまた逆に、先ほどからもちょっと出ておりますように、例えばプライバシーの保護の問題にも関係するわけですね。この国勢調査によるさまざまな個人データというものが、公的な機関だけではなくてそのほかにも流れていつてゐるのではないか。今問題になつてゐるいろいろな企業といいますか業種の中でも、こういう情報を利用したいいろいろなことが行われて、今日プライバシー保護でいろいろなデータといつては一切利用することはございませんので、統計結果といふこといろいろな項目については、先ほどもお話ししましたような調査項目の削減等について御意見が言われておりま

す。それから、安全対策についてでございますが、その早急な策定と実施とを希望しておるというこ

とでございます。

三点ほどに絞りましたが、私どもとしては、これらの方もやはり人口が多い大都市圏を含む地域でございますので、こちら辺の意見も十分理解しておるところでございまして、こういう実態を踏まえまして、やはり先ほどと同じ答えになるわけですが、地方公共団体それぞれのまた御意見を聞き、そして結果の利用者の御意見も聞きながら、平成七年あるいは平成十二年の国勢調査の計画の参考にさせていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○田口委員 それから、別の角度がらなんですが、統計結果の利用ということですね。これは確かに法令上の問題は幾つかあると思うのですね。例えば議員の定数を、国勢調査の結果によつて算定の基礎とするとか、いろいろ法令上で定められた問題もあるのですが、それ以外に実際に国勢調査といふのはどういうふうに活用されておるのか。余りそのことは国民に知らされていないといいますなかなかわからぬ。そのことはまた逆に、先ほどからもちょっと出ておりますように、

データといつては一切利用することはございませんので、統計結果といふこといろいろな

項目については、先ほどもお話ししましたような

データといつては一切利用することはございませんので、統計結果といふこといろいろな

侵害にはなってない。こうしたところは私どもは思つておるわけですが、いずれにしてもこの調査結果の利用について、先生御承知のように法令に基づく利用のほかに、政府では各種計画あるいは白書類でいろいろこの国勢調査の結果を使つておる。もちろん地方公共団体でもいろいろな計画あるいは施設の基礎データ、こういうことで使われているわけです。

ただ、民間を含む調査結果の利用を総合的に把握しているかというと、これは非常に難しいわけでござります。ちょっと数字を申しますと、私どもに統計相談室というものがございまして、その統計相談室でいろいろ統計の相談を、数字を聞いてきたりあるいはいろいろな仕組みを聞いてきたりといふことで相談をする室がございますが、そこでの平成三年の一 年間の国勢調査の結果に関する問い合わせが千八百二十八件という多さでござります。それから、国勢調査の報告書は、もろん国会図書館をはじめ都道府県立の図書館あるいは国公立の大大学の図書館というのに配布してござりますので、そこでの利用というのも、これは不特定多数で利用していましてなかなか把握が難しい。それから、約千二百部くらいの国勢調査の結果が市販されている。これは一般利用者でござります。そういうことで、一般的な民間の利用者に対してどういうふうな利用をしているか、こういう実態把握是非常に困難だ、こう御理解をいただきたいと思うのです。

ただ、もちろん私ども統計の作成部門としても、その統計がどのように使われているかという実態をできるだけ把握して、結果表あるいは調査票の事項等についてもいろいろ検討を加えるということについては積極的に進めていきたい、こういうふうに思つておるわけでござります。

○田口委員 次に、指導員と調査員の問題についてちょっとと一、二お尋ねをしたいと思います。

この調査が終わつて、自治労の方で調査をいろいろやつておるわけで、私のところにもその資料が来ているわけですね。その中で指導員の問題な

んですか先ほど来ぞうして調査現地の廣さ悪化といふこともありますてか、都市部に行くほど指導員自体が非常に仕事がきつい、こう言つておるわけですね。三〇%ぐらいがきつい、四一%ぐらいたがやきついと、この国勢調査の業務に従事する大体七割ぐらいが、これはほとんど自治体職員なんですけれども、そういうことを言つておる本来の業務についても約四割近くの人がやはりこのことによつて影響を受けている、こういうことも出てきているわけですね。ですから、今後この指導員の問題について総務庁としてはどう考えておられるのか。

それからもう一つは、指導員から調査員を見た場合に、調査員としてどうも不適切じゃないか、こう指摘をしている人が指導員の中で六〇%ぐらいいの人がいるのですよ。なぜ不適切なのかというふことをまた中身を見ますと、七割ぐらいの人が記入、転記ができるない、こういうことが大きな理由になつてゐるわけですね。あるいは調査の方がどうもいいかげんだ、これも二三%ぐらいの人が指摘をしているわけですね。

そこで、調査員といつても大変な仕事だらうと私は思うのですが、この調査員に対する調査業務を行うに当たつての事前の研修、このことがやはり大変大事ではないかといふふうに思うのですが、一体そのことが十分に徹底をされておるのかどうか。これは一つの調査結果でも出でてるのでですが、研修用ビデオというのをやつっていますね。ところが、指導員聞いても、この研修用のビデオをほとんど見ていないと。中には、一七%の指導員が、そういうものが存在をしておるとすら知らなかつたと言うのですよ。これでは私は、調査員の皆さん方がこのよくな研修ビデオを見て事前の研修などというのは十分に行われておつたといふことにはならないと思うのですね、指導員においてすらこういう数字が出でているわけですから。この辺の調査員の研修という問題について一體どのように把握をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

別してお話ししたしますと、指導員は御承知のようく調査員を指導して、それから記入された調査票を審査する、こういうのが指導員でございますが、指導員は原則として民間の方ということになつておられるわけですが、民間の人を指導する民間の人というのはなかなかが難しいということです。多くの場合市町村の職員が指導員になつておるということで、今先生が大変だと言われたのは、その市町村の職員の方だとと思うのですが、そういうことで私どもできるだけ民間の人を活用して指導員も充ててもらいたい、こういうふうに考えておるわけですが、なかなか言葉はやすくなに行いがたいといふことで、かなりの割合が市町村の職員が指導員になつておる、これが実態でございます。私ももとしてはできるだけ民間の方を活用して、指導員の場合も特に審査業務などは民間の方にやつていただきければいいんじやないか、こういうように思つておるわけですが、この辺はまた地方公共団体の方とその指導員の役割ということを十分検討して、よりよい方法を考えていきたい、こういうふうに思つておるわけですが、

員として「田村の力」からの推薦をしてもらいたい。総務室長官名でお願いする、委嘱する、こういう形になつておるわけで、そういう方をできるだけ募集なりお願ひして推薦していただきたい、こういうふうになつておるわけです。

そういう方々にももちろん研修をやるわけでござりますが、研修方法についても細かく、私どもの方は市町村の事務要領ということことで、こういうことに気をつけてくれとかこういうことを中心に話してもらいたい、きめ細かい指導をしておるわけでございます。市町村から調査員の方々に研修をしていただく、そのときにできればビデオなども使って、こういう仕組みになつておるわけですが、それがうまくいっていないというのは非常に残念だと思うであります。それはあくまでも我々の机上の論理じゃなくて実際の実行上の問題でございますから、その辺についても市町村あるいは都道府県の方と十分打ち合わせしまして、調査員の募集あるいは調査員の研修、こういうことについてのやり方にいろいろ検討して改善を加えていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○田口委員 今のお答えの中で、指導員についてはできるだけ民間の方にお願いをしたい、そういう願望を持つていらっしゃるんだろうと思いますけれども、現実にはそういうことができないから、ほとんどが市町村の職員で今やっているというのが現状なんでしょう。他に職を持つておられる民間の方々にこの指導員という、これは大変な業務ですね。特に調査環境がますます悪化をして、ワンルームマンションだとかオートロックマンションなどで、本当に夜討ち朝駆けをして、これは調査員もそうなんですが、何回も行かなければいかぬというようなことになると、これはやはりそうは簡単にはいかないと思うのですね。そして調査員 자체もなかなか今募集困難だらうと思いまます、こういう時期で状況がますます厳しいということになれば、だからその辺は、指導員なりあるいは調査員の募集、今申し上げました研修も含

めて、十分にこの点についてはこれからも配慮をしていかないと、国勢調査そのものがもう成り立たないのじやないかというようなことになつては、これは大変なことだと思うのですね。

そこで、手当の問題については余り意見は出でいませんか。お聞きをしたいと思うのですが。

○井出政府委員 どの調査でも手当は少ない、こう言われていますので、それは多いにこしたことはないのでございますが、やはりそれなりの予算というのがござりますので、それは多いにこしたことないと私も思っていますが、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○田口委員 それでは、今度の平成二年の国勢調査で大変不幸な出来事がございましたね。いわゆる広島市で調査員の方が殺人事件に遭つたということです。これは当然公務災害で処理をされたといふうに私どもも聞いておるわけですが、過去にこの国勢調査で公務災害の適用になつたケースというのはございませんか。あつたら教えていただけます。

○井出政府委員 国勢調査の指導員それから調査員、民間の方でございますので、この方々の災害状況と申しますか、これが平成二年の場合だと全部で百六十八件ございました。その中で大きい割合といいますか数が多いといふのは、階段から転落したとかあるいは路上で転倒したとかあるいは犬にかまれるというケース、それから交通事故といふことで、こういう人たちに対しては、すべて所定の審査をやつて、公務災害ということで、現在もまだやつているものもあると思いますが、措置するようにしてございます。

いずれにしても、調査員の方はプロでございませんので、特に国勢調査の調査員の方は一時的に調査をやるということで、御承知のように、家計調査とか労働力調査、こういうふうな経常調査の調査員の方はどうやらかといふとプロといいますか調査員のプロといふことでございまして、国勢調査の場合は数が多いわけでございまして、なかなかれてないというようなことで、突然犬が出て

きてかむとかあるいは路上で滑つて転ぶとか、こういうことが多いためだと思います。特に交通事故などはだんだんふえてくるというような傾向でございませんか。お聞きをしたいと思うのですが。

○井出政府委員 どの調査でも手当は少ない、こう言われていますので、それは多いにこしたことないでございますが、その辺は御理解いただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○田口委員 今この広島の事件に関連をして、広島地裁の判決ではこういう内容があるのです。「所轄行政官庁の安易かつ不十分な指導監督体制」、こういう指摘が判決の中で述べられているわけです。これについては、一体総務省としてはどのように受けとめておられますか。

○井出政府委員 まず初めに、平成二年の国勢調査においていわゆる夜間指導員という新たな仕組みを入れまして、調査員の安全対策に十分配慮しましたが、不幸にして今回のような事件が起きたということはまことに遺憾に思つておるわけでございます。

この事件を踏まえまして、私ども、裁判所の方で「安易かつ不十分な指導」と言われておるわけですが、私どもとしては十分指導したつもりでございますが、別にこれを反論するわけじやございませんで、この事件を契機にしまして安全対策といたことに力を注いでいきたい。特に、経常調査もやつておりますので、いつそういう問題が起きるかわかりません。そういうことで、調査員の安全対策マニュアルという手引書をつくつたり、安全対策会議については今鋭意努力しているわけでございます。

特に、今度の平成七年の国勢調査となりますと、先ほどもちよと申しましたように、余りなれてない調査員の方がたくさん仕事につくといふことでござりますので、できるだけ一番最前線で働いておられる調査員の安全というものが一番大事だというふうに思ひますので、この調査員をいろいろ指導されております市町村の意見あるいは都道府県の意見を踏まえまして、この調査員の安全対策といふことについては十二分に配慮して平成七年の国勢調査の計画を立てていきたい、こういふふうに思つております。

○岩崎國務大臣 今先生とのやりとりを拝聴いたしましたが、そのあたりについての大臣の決意といいますか御所見を承りたいと思います。

○井上(亮)委員長代理 まず、この法律案が提出されるまでの経過につきましてお尋ねをしたいと思います。

○山田委員 まず、この法律案が提出されるまで二十一世紀の新しい時代に迎えられる国勢調査、こういうものになるような抜本的な見直しであるとか条件整備、こういうものを図つていく必要があるであらうというふうに考えておるわけであり

ます。このままいつた場合に、国勢調査本来の果たすべき役割なり機能というものが果たしてそのまま維持できるのだろうか、こういう心配も実はするわけであります。

今も話ありましたように、平成七年には実施されるわけですから、もうあと三年半しか準備の期ございました。それから、もう少しの問題がなされまることともに、調査に当たる地方自治体の意見も聴取しながら十分な検討を行つて、たゞいま御指摘に向けまして、今までよりは一年早く試験調査を行つてしまひたい、そして準備に万全を期します。それから、そのためには、平成七年の国調実施の結果の活用等についても個人のプライバシーとかかわり、いろいろな問題について拝聴をいたしました。

ない、そのように決意を表明されておられた。長いといえば長い、妥当な提出までの期間といえば期間と言えるかもしれません。その間の事情について御説明を伺いたいと思います。

○山田政府委員 昨年の八月の人事院勧告を受けまして、政府としては直ちにその取り扱いの検討に着手したのであります。代制等職員の週四十時間勤務制の試行の結果を見きわめる必要があつたといふことが一点、それから国民の理解を得ながら完全週休二日制を実施していく観点から国民世論や各界の意見をお聞きする必要があつた、こういうことから検討に時間がかかりまして、方針の閣議決定をするまでに約四カ月かかりまして、昨年の十二月末に方針の閣議決定をしたわけでございます。

その後直ちに法案作成作業に取り組んだところでございますけれども、この問題はすべての省庁にまたがる作業でございまして、十分な協議、調整が必要であったこと、また国の行政機関だけではなく裁判所及び地方公共団体について調整を行ひながら作業を進める必要があつたことなどによりまして、法案提出までにその後約三ヶ月を要したというところでございます。

○山田委員 実施時期につきまして私からも重ねてお尋ねをしたいと思いますが、この法案を見ますと、公布の日から起算して六月以内の政令で定められ、こうなつております。実施日が明確にされていないわけですね。前回の質疑のときの答弁から推察をいたしますと、公務員の完全週休二日制に踏み切れない、なかなか難しい、そういう理由の一つかとして、交代制勤務職員の勤務体制などにつきまして問題がありなかなか踏み切れなかつた、こういう御事情もあつたのではないかと思うわけでございます。

しかしその後、関係省庁の御努力がございましたて、例えば国立病院・療養所の関係で見れば、全国の一部に当たる二十五の施設すべての土曜日の外来というものを休診とする試行が行われた。さらにことしの一月からは、試行の対象施設二百五

すべての国立病院・療養所に試行が拡大されました。しかも、今回の法案が成立し実施に移されるまでこの試行は続ける。ですから、現実に国立病院とか療養所というのはまさに完全週休二日制のものを実施しているわけでございます。ですから、六月を超えない期間、六カ月以内とされているわけでありますが、国民に対する周知徹底期間を考慮いたしましても、二カ月もあれば、あるいは考え方によれば、既に昭和六十四年の一月一日から始まっている行政機関の土曜閉院、これが実施されてもう三年が経過しておるということをらすれば、ある意味では国民への広報というのもかなり浸透をしているのではないか。そうすると、二カ月と言わず一ヶ月でもいいのではないか、こう私も考えるわけでございます。

先ほど田口委員の質問に答えられて長官からは、国会や裁判所と協議を調えて決めなければなりませんから、現時点で何月のいつごろから、何日ごろからということは言えない、ただ御決意と

しては、努力をいたします、最大限努力をする、こういう御答弁だつたかと思うわけですが、もうちょっと踏み込んでいただいて、長官、御答弁いただけないでしょうか。

○岩崎国務大臣 先ほどの田口委員に対するお答えの繰り返しにならうかと思いますけれども、昨年八月に入事院の勧告を受けまして、その導入について検討に入りました。その検討の内容は、先生から御指摘がございましたように、交代制等職員の勤務、この週四十時間制の試行について行つたわけでございます。その結果、問題はなかつた、このように聞いております。そして今日も引き続き行われてる。そういうことのために、十二月に閣議決定するまで四カ月という歳月を要してしまったわけでございます。

それを受けて閣議決定をし、今法案を国会で御審議をいただいておるわけでございます。明確に週の労働時間を四十時間、こうされたわけでございましたしてから、広報の準備期間とかあるいは国民への周知徹底とか、さらには裁判所、地方公務員との調整とかいろいろな問題等がござります

ので、現在の段階におきましては、確定することを残念ながら申し上げる状況にはございません。

ただ、総務省といたしましては、同じ繰り返しの御答弁になつて恐縮でございますが、平成四年のできるだけ早い時期に実施をする、そうした方向に向かつて最善の努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○山田政府委員 多くの公務員の方々が大きな関心を持ち、また大きな期待を持たれているこの完全週休二日制でございますので、ぜひ精力的な早期実施に向けての御努力を私からもお願いを申し上げておきたいと思います。

それから次に、労働時間短縮の必要性に触れておられるわけでございますが、内政の最重要課題として、「生活大国への前進」、こう掲げま

せんけれども、一月に行われた總理の施政方針演説を伺いましても、労働時間短縮の必要性に触れておられるわけでございますが、「内政の最重要

課題として、「生活大国への前進」、こう掲げまして、そのための具体的な方策として、労働時間、

通勤時間、これらの短縮によるゆとりある生活を実現させよう、ぜひこれは達成しなければならない国民的な課題である、こう總理もおっしゃつておる。完全週休二日制の普及促進とか所定外労働時間の削減、これらを推進していくということはもう非常に結構なことであります。国内問題にとどまらず、欧米諸国と比べまして我が國の労働時間というのが二百時間から五百時間ほど長い、こういう状況にあるわけでございます。したがつて、この労働時間の実態とか経済構造の調整問題、国際的にも調和ある経済の発展を図るという観点からも、繰り返して申し上げますが、極めて緊急の課題である。

ところで、民間における時間につきましては法的措置がとられている。昭和六十二年九月に労働基準法が改正されておるわけでございます。明確に週の労働時間を四十時間、こうされたわけでござります。

今度は、公務員の場合には給与法第十四条の問題があるわけでございます。ですから、ここを

つきましては、職員の勤務条件として非常に重要な御提案の週四十時間制を法律上明確にするなどせんけれども、一月に行われた總理の施政方針演説を伺いましても、その中で検討を進めておるところでございます。

○山田委員 近い将来に給与法第十四条の改正があり得る、こう理解してよろしいのですか。

○山崎政府委員 現在、給与法の中に勤務時間法

制が二条なり三条入つておりますけれども、そういう中の問題としてとらえるのか、あるいは、い

わば給与法に間借りした形になつております勤務時間が、その重要性にかんがみまして、また別の

形で勤務時間法制あるいは休暇を取り込んだ形のものがあるかどうか、そういうことも含めて検討をしておりまして、検討に着手したばかりですの

で、いつまでといふことは今申し上げられる段階ではございませんけれども、そういう中で検討を進めていきたいと思っております。

○山田委員 昨年、平成三年から三日間の夏季休暇制度が創設をされた。簡単で結構でございます。

が、この制度創設の目的につきまして、一言

ちょっと御説明いただきたいと思います。

○山崎政府委員 民間におきましてもかなり高い

普及率になつておりますが、盆等の諸行事や夏季の休養等のための休暇という形で定着しております。

そういう状況等も総合的に勘案いたしました

す。そういう状況等も総合的に勘案いたしました

て、公務員につきましても、夏季における家庭生

活の充実と心身のリフレッシュを図るという観点

から夏季休暇を新設したのでございます。

○山田委員 三日間とされたのは、どうしたこと

で三日間とされたんでしようか。

○山崎政府委員 民間の場合、夏季休暇は、独自の夏季休暇としている場合と、いわゆる通称夏季休暇で、年次有給休暇を有効活用といいますか夏季に集中して使ったものを夏季休暇と称しておる場合もあります。そういう意味で、夏季休暇と年次休暇の境界線といいますか、必ずしも定かでない面があります。そういう意味で、全体的な民間における夏季休暇あるいは年次休暇の状況を一方で総合的に見まして、一方で公務におきます年次休暇の日数あるいはそういうものを総合的に見まして、三日ということにしたわけでございます。

○山田委員 そういたしますと、このいわゆる夏季休暇におけるいわば官民格差というのは、三日間昨年創設したことによって基本的にない、こういう御判断なんでしょうか。

○山崎政府委員 今申し上げましたように、年次有給休暇を含めて総合的に官民の比較考量といいますか、そういうものを見てバランスのとれた形で設定したものというふうに理解しております。

○山田委員 そうしますと、将来、収入の増加により労働時間の短縮を、特段に年代が若くなればなるほどそちらに価値観を強く置くといいますか希望されておるというような、これはまさに総務省の世論調査等でも出ているわけでございますが、民間においても、いわゆる夏季休暇というのはさ

らに日数がふやされていく傾向にならうかと思

ます。仮にそうなつた場合には、公務員の夏季休

暇制度、三日間というのを例えれば五日間にすると

か六日間にするとということは当然考えられること

だと思うのですが、その辺はいかがでございま

しょうか。

○山崎政府委員 現時点では、昨年からスタートしたばかりですので、その定着を見守るということをございますけれども、御指摘のように、今後民間におきましてその動向について大きな変化が見られるというようになりますと、こちら

としても対応を検討していくことになろうかと思います。

○山田委員 ちょっと個人的なという感じもいたしましてので失礼かとは思いますが、人事院總裁それから総務省の人事局長、昨年の三日間の夏季休暇制度はみずからおとりになられましたかどうか、仮におとりになつていないとすればどんな御事情がございましたのですか、よろしかつたらお聞かせをいただきたいと思いますし、もう一つは、一般職の公務員の夏季休暇の取得状況について把握をされておられましたらお示しをいただきたいと思います。

○弥富政府委員 昨年、夏季休暇についての人事院勧告を提出させていただきました当事者でございますので、私は一般職の職員に準じまして十分に夏季休暇をとさせていただいた次第でございました。それから、一般職の公務員につきまして夏季休暇の取得状況を見ますと、三日間取得した人が約九四%、二日間取得した人が二%というところでございまして、一日もとらなかつた人が三・六%ほどございます。これを平均いたしますと三日間のうち二・九日取得されておる、こういう結果になりますかといたします。

〔井上(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○山田委員 かなり取り得をされておられるというか、そういう数字でございますが、しかし現実にはまだ取得をされてない方も幾らかおられるようあります。この夏季休暇制度並びに年次休暇、時短を促進するという観点からもぜひひとつ御努力をいただきたい、かように存じます。

○山崎政府委員 それから、ちょっと御提案を申し上げたいわけですが、労働時間の短縮ということに関連して、公務員の方で、例えば二十年とか、その年限をどう区切るかは別といたしまして、長期に勤続をされた職員の方々に対して特別休暇という

のを設けたらどうなのか。現在はないのだろうと思いませんが、これは総務省、あるいは人事院にありますか、長期勤続の職員に対する特別休暇の創設を御提案申し上げたいと思いますが、既に御検討されておられますのでしょうか、あるいはもしそれから総務省の人事局長、昨年の三日間の夏季休暇制度はみずからおとりになられましたかどうか。仮におとりになつていないとすればいかがでございましょうか。

○山崎政府委員 そのような休暇を民間で導入する企業があえておるということとは承知しておりますが、具体的な検討に入つておるという段階ではございません。民間の導入企業、現在一五%ぐらいいの企業で導入をしておるというような状況もございます。ただ、今後このような休暇がふえてくるということも予想されますので、その動向の把握に十分努めさせていただきたいと思っております。

○山田委員 学校教育で文部省は、本年九月から第二土曜日を毎月お休みとする。そのための通知を出して、よいよ我が国においても、既にそういうシステムを導入している先進諸国並みとはいかなまでも、その制度化に踏み切るという、これは画期的な教育制度の改正ではないか、こう私は認識をいたしております。

申し上げたいことは、教職員に対する週休二日制の問題です。現在、教職員の週休二日制というのは、一般の公務員のような土曜閉所による四週六休という形ではなくて、いわば生徒に合わせた形で運用しております。今回の法改正による完全週休二日制の実施後につきても、去年の十二月二十七日の閣議決定、「国立大学附属学校については、当面、閉所の対象とせず、学校週五日制の検討結果を踏まえて対処する。」こうされております。同じ国家公務員でありながら、教職員だけではなく、交代制等勤務職員についてもこれは同様のことと言えるわけでありますけれども、職種によつて法改正の恩恵を受けることができないというようなことでありましたならば職員の皆さんの士気にも大きな影響を与えるであろう。この教職員に対する完全週休二日制の実施について改めて私が

らもお尋ねをしておきたいと思います。どのように

な方法で対処されるのでしょうか。

○山田政府委員 交代制等職員につきましては、同一に休むということはできないわけでございま

して、原則的にどいますか、できる限り四週間について八日の割合で勤務を要しない日を設ける

という形で、極力一般の職員と均衡がとれるよう

にするようにしたいと思っております。

学校の先生の場合につきましては、今お話を

ましたように、来年度の二学期からは月に一度は土曜日が休みになるわけでござりますけれども、現在に比べてあと土曜一回分だけ一般の職員に比

べて休みが少くなるわけでございまして、そ

分につきましては夏休み等にまとめどりする形

で、年間を通じてみれば他の職員と均衡がとれる

よう文部省の方でいろいろ検討しておられる

うふうに聞いております。

○山田委員 最後の質問になるかと思いますが、人事院の昨年の週休二日制の報告の中では、経済社会や生活構造などの変化に応じた勤務時間、休暇制度のあり方について引き続き検討する、こう記されてございます。特に、交代で事務を行うこと

が必要な官署、国立病院等の病棟部門あるいは航

空管制などの官署、地方の出入国管理局、こうい

う職員の方々の完全週休二日制の問題につきまし

て、交代制職員の方々は土曜、日曜に出勤をする、

その方以外の家族の方々はお休み

になるわけです。ゆとりのある生活天国といふ

うに考えた場合に、例えばその一家の御主人が土

日勤務、その他の御家族がお休み、一緒に土日が

過ぎせないというようなことになるわけでござい

まして、人事院は、休暇制度とか勤務の体制とか

引き続き検討をするということでありますので、

このような土日に出勤をなさる職員の方々に対す

る勤務体制または待遇の見直しというのが当然今

後必要になつてくるというふうに考えますけれども、政府のお考えを伺いまして質問を終わりたい

と思います。

○山田政府委員 交代制で勤務する職員につきま

ことでもございまして、家族との団らんという観点からいいますと、一般的の土曜、日曜が閉店になる職場の職員比べて、そういった点でゆとりのある生活大国と言えないのではないかという御指摘はそのとおりだと思いますけれども、現在は四週六休制ということで、四週間につき六日の割合で休みがあるわけございまして、それに対しまして、今後は四週間につき八日の割合で休みがあるといふことで、それが土日と重なる確率もふえるわけでございまして、そういったわけで、いささかでもやとりのある生活大国に向けて前進するごとになるのではないかというふうに思います。

処遇の問題につきましては、これは人事院の方でいろいろ見直しがございまして、もし勧告などございましたときには、政府としても誠意を持つてそれに対応していくべきだというふうに考えております。

○山田委員 終わります。ありがとうございますございまして、次に、三浦久君。

○三浦委員 まず、総務庁長官にお尋ねをいたしました。

国家公務員の完全週休二日制を早期に実現することとは、公務労働者とその家族の切実な要求であり、我が国全体の労働時間の短縮にとって大きな前進でもあります。本法案の成立に当たっては、その一日も早い施行によって早期に実施するよう改めて要求をいたしたいというふうに思いました。

さて、政府は、昨年の十二月二十七日の閣議決定の中で、「完全週休二日制の導入に当たっての留意点」として、「行政サービスを極力低下させない」また「超過勤務時間についても短縮に努める」と述べています。これは、労働時間の短縮といふ本法の趣旨からいっても、公務労働の性格からいっても、当然実行しなければならない大事な点だと私は思っております。しかし、その実行のためには予算と定員の増大が不可欠であります

が、閣議決定の中には、同時に、「現行の予算・定

員の範囲内で実施する。」こういうふうに言つてゐるわけですね。果たしてそれで、行政サービスの低下をもたらさないとか、また超過労働時間の短縮などができるのかどうか、私は大変疑問に思つております。特に交代勤務職場では、これは非常に困難であろうというふうに考えております。そこで、総務庁長官の所見を伺いたいというふうに思います。

○山田政府委員 公務員の勤務時間の短縮に関する、まず一つは、行政改革に対する国民的な要請が強いということをご存じます。それと、民間企業におきましては、労働時間の短縮というのが非常に厳しい合理化努力の結果であるといふこともございまして、総務庁におきましても各界の御意見などを伺つておりますけれども、公務員の完全週休二日制には賛成であるけれども、それは定員とか予算をふやすことなく、公務能率の向上によって実現すべきであるという御意見もたくさんいただいております。

そういうことで、従来から、四週五休制、四週六休制も含めて、そういうふうに考えております。

○三浦委員 方針はいいんですけども、私はなかなか困難だということを申し上げておきたいんです。

厚生省にちょっとお尋ねいたしますけれども、国立病院・療養所における完全週休二日制の試行を去年の九月二十九日から二十五施設で先行実施いたしましたね。今全部、ことしの一月十九日から残りの二百二十五施設、これについての試行を実施しているわけですから、先行実施の結果についてもう報告があつてます。この中で、完全週休二日制の実施の中止、中断に至る事態はなかつたというふうに報告しているようですが、医療職(3)等省力化になじみにくい職種にありますけれども、現場では超過勤務がふえたところを、も極力低下させないような工夫をしながら勤務時間の短縮を進める、こういう方針をとってきております。また、当然のことですが、週休時間がふえることによって超過勤務がふえたのではなくならないということ、あわせて超過勤務の短縮にも引き続き努力するということとも閣議で留意点として決めておるわけでございます。

今仰せのように、特に交代勤務等職員の場合には一週間の勤務時間が減つていくわけですが、この点においては、現在の予算、定員の範囲内でできるかどうかということが大変問題でございまして、そういったことからこれまで週休二日制を進めるに際しまして必ず試行ということで、実際に現在の

處理体制を見直して、現行の予算、定員の範囲内

で行えるかどうか、その場合にどういう支障があるか、どういう対応策があるか、行政サービスを低下させないための工夫としてどういうことが可能であるか、そういうことを何ヵ月か何年かにわたつて試しに行ってまいりました。その結果、十分やつていただけるという見込みのもとに閣議決定をして実施に入つたわけでございます。そういう方針を決定しておるところでございます。

○三浦委員 方針はいいんですけども、私はなかなか困難だということを申し上げておきたいんです。

厚生省にちょっとお尋ねいたしましたけれども、国立病院・療養所における完全週休二日制の試行を去年の九月二十九日から二十五施設で先行実施いたしましたね。今全部、ことしの一月十九日から

残りの二百二十五施設、これについての試行を実施しているわけですから、先行実施の結果についてもう報告があつてます。この中で、完全週休二日制の実施の中止、中断に至る事態はなかつたというふうに報告しているようですが、医療職(3)等省力化になじみにくい職種にありますけれども、現場では超過勤務がふえたところを、も極力低下させないような工夫をしながら勤務時間の短縮を進める、こういう方針をとってきております。また、当然のことですが、週休時間がふえることによって超過勤務がふえたのではなくならないということ、あわせて超過勤務の短縮にも引き続き努力するということとも閣議で留意点として決めておるわけでございます。

今仰せのように、特に交代勤務等職員の場合には一週間の勤務時間が減つていくわけですが、この点においては、現在の予算、定員の範囲内でできるかどうかということが大変問題でございまして、そう

いたしたことからこれまで週休二日制を進めるに際しまして必ず試行ということで、実際に現在の

處理体制を見直して、現行の予算、定員の範囲内

で行えるかどうか、その場合にどういう支障があるか、どういう対応策があるか、行政サービスを低下させないための工夫としてどういうことが可能であるか、そういうことを何ヵ月か何年かにわたつて試しに行ってまいりました。その結果、十分やつていただけるという見込みのもとに閣議決定をして実施に入つたわけでございます。そういう方針を決定しておるところでございます。

○三浦委員 私の調査でもいろいろな問題点が明

らかになっています。

超過勤務の問題について言えば、例えば福岡の

ある国立病院で定員の範囲内でできるかどうか

在月九日以上の夜勤をとつてます。それからまた、

超過勤務も多くて、週四十時間制の試行が実施さ

れる前でもある病棟では一人平塗で月に二十八・五時間も超過勤務があつたわけです。結局看護婦さんの定員の少ないことが原因なんですけれども、そういう実態を全く変えない中で休日をふやすというその結果、夜勤勤務者は減らすわけにいかない、絶対に確保していくべきやならない、そうすると結局日勤者、これが減少する結果にな

この点を腹に据えてこれから週休二日制を実のあるものにしていただくように、このことを心から訴えて質問を終わりたいと思います。

○和田(一)委員 私も大変時間が短いので、まとめて御質問させていただきたいと思います。

うに思つてきようの質問をさせていただきたいと思つております。少なくもそういうことを私ども言られて、美德とされてゐた勤勉性も少し度が過

時短が進んでいく、こういうことの中で経済への影響、これはどういうふうにお考えか。恐らく労働力の投入の時間が短くなる分を何とか省力化し

すし、また国内から我々自身も反省を始めなければいけない、こういう時代ではないかと思うのです。

時短が進んでいく、こういうことの中で経済への影響、これはどういうふうにお考えか。恐らく労働力の投入の時間が短くなる分を何とか省力化し

し、生産性の向上ということについてもいろいろな工夫をされるでしようし、同時に、時間的にゆとりのできた国民がどういう生活スタイルを求め

大臣、私は最近日本語というのも大変国際的になつてきたなと感じております。過労死であるとか神風であるとか、こういう言葉はもうそのま

そこで、労働時間の短縮について、これはまさに労働運動としても重要な課題の一つだ。今の春闘の中にもこれは一つの大きな柱として位置づけられ

ていいか、そういうことから、これが経済へ及ぼす影響について、それぞれの省庁から順次お答えをいただきたいと思います。

いとか、今あなたがおっしゃったとおり。それからまた超過勤務がその分増加するとか、また今までおっしゃったとおりに年休がとりにくくなるとか、こういうような事が生まれているのであります。

また、行政サービスの問題でも非常にはつきりしています。例えば、土曜に外来を休診した、そのため家庭とか職場の事情でもって土曜日にしか外来として来れないというような人々は通院できないということで、患者さんから不満が出ているというようなことがあります。それから、リハビリの訓練で連続して受けないと効果が上がらない患者さん、これは通院の方ですけれども、そういう人々は二日以上間を置くとリハビリの効果が後戻りしてしまうというような不満も聞いております。また、当然外来は土日が休みになるわけですから、月曜日、金曜日に非常に混雑します。したがつて、患者の待ち時間がこれまで以上に長くなる。そういうさまざまなもの上げたら切りがないくらいのいろいろな問題があります。もう時間が終了しましたということですから、私はその点を指摘しておきたいと思うのです。

経済庁長官に私は要望いたしたいと思いますけれども、現場でのこういう実態、これはやはり詳細に把握していただきまして、閣議決定で言つて、行政サービスの低下を来さないとか超過勤務をこれ以上やらないとか、それを実現するためには、どうしたって今の定員というものをふやさない限りは手品師じやないからできないんですよ。

競馬場といふのは走るべくつくられて、非常によく走ります。が、しかし、競馬馬を追い馬場の中に入れて外で追つた限りは、それは走ることは走りますけれども死ぬまでは走りません。必ず自分でやめます。しかし、上に人が乗つかつてむちを入れ続けると走りながら死ぬとまで言われるくらいに、そういうことがあるようなんで、私はまさに、馬ではありませんけれども、現代日本の社会の中に過労死などといふ言葉が出てきているということは非常に考えるべきことだな、こんなふ

まず労働省に、民間の労働時間の短縮についてどういうような取り組みを既にしておられるかどうか、これが一つ。それから中小企業庁に、中小企業の業界はこの時間短縮についてどういう認識を持っており、どういうふうに対処していきたいと考えているか、それに対してどんな施策を講じてはいるか、これについてお答えをいただきたい。それから三つ目には、経企庁來てていると思うのですが、完全週休二日制、さらに国全体としても

援助を行つてゐるところでござります。また同時に、中小企業労働力確保法に基づきまして魅力ある職場をつくるという一環から、労働時間短縮に取り組む企業に対しまして各種の指導、援助を行つてゐるということです。

さらには、我が国の企業の実態を見ますと、横並び意識といふこともありますし、業界全体で時短に取り組んでいくことが労働時間短縮に向けて非常に効果的であるという観点から、そのための環境整備を図るうと/or>ことで、業種ごとに

形で外国で使われている、こういうふうに聞いております。私は、日本人の仕事熱心、勤勉性というものは、国際的にも大変広く認識されているんじゃないのか、ただそれが働きバチであるとか働きアリであるとか、私たちにとって特性の一つだと誇っているものがそういう見方もされているな、こんなふうにも感じております。同時に、競争社会がどんどん激化していく中で、ますます忙しい毎日を忙しい忙しいと言ひながら送つておるわけでもございまして、会社や組織の中で生産第一であるとか会社第一であるとか、こういう中で頑張つていって、加えて最近の人手不足、こういうものの中で働きづめに働いたあげく若い人がばつくり逝つちゃつたという例がよくあるわけですね。これがいわゆる過労死、外国にもそのままの言葉で通用するような現象になつてきてる。まさに馬車馬のように働いて終わっちゃつた、こういうこどじやないかと思うのですね。

られておるわけでございまして、きょう審議されております国家公務員の完全週休二日制の実施、これが公務員の勤務条件の改善ということはもちろんでありますけれども、それだけではなくて国民全体が願つているところのゆとりある生活への第一歩になるのではないかと私は位置づけておりまして、これは政府が言う生活大国へのためにも必要なことだ、こう考えておるのです。

こういう前提の中での二、三御質問をしてまいりたいと思いますが、時間が非常に短いのでまとめて最初にお尋ねしますので、ひとつ簡便にお答えいただきたいと思います。

一つは、この完全週休二日制が実施をされるとなりましたら、それがもたらす波及効果、こういうものを考えていかなければいけないと思うわけですが、これが民間にどういう波及効果を及ぼしていくか、同時に経済へ、景気へどういう効果、影響があるか、この点についてお尋ねをしていきたいと思います。

○鈴木説明員 お答えを申し上げます。
労働時間短縮の問題につきましては、政府としても非常に重要な課題ということで、従来から、完全週休二日の促進、それから年休の完全取得、所定外労働時間の削減ということを大きな柱として取り組んでまいりました。ただ、残念ながら、千八百時間程度という目標の達成につきましては、現状ではなかなか難しい面もあり、そういうことから決意を新たに対策を講じていこうとうふうに考えております。
とりわけ中小企業につきましては、経営基盤の脆弱性の問題あるいは取引関係の問題、同業他社との関係、そういうこともありますて、なかなか時短が進めにくい環境もございます。そういう観点から、労働省としては、従来から中小企業の労働時間の短縮については企業集団による取り組みが非常に効果的であるという観点から、例えばか時短が進めにくい環境もございます。そういう観点から、労働省としては、従来から中小企業の

まあ労働省に、民間の労働時間の短縮についてどういうような取り組みを既にしておられるかどうか、これが一つ。それから中小企業厅に、中小企業の業界はこの時間短縮についてどういう認識を持っており、どういうふうに対処していきたいと考えているか、それに対してどんな施策を講じてあるか、これについてお答えをいただきたい。それから三つ目には、経企庁來てていると思うのですが、完全週休二日制、さらに国全体としてもうか、これが一つ。

援助を行つてゐるところがござります。また同時に、中小企業労働力確保法に基づきまして魅力ある職場をつくるという一環から、労働時間短縮を取り組む企業に対しまして各種の指導、援助を行つてゐるということござります。

さらには、我が国の企業の実態を見ますと、横並び意識といふこともありますし、業界全体で時短に取り組んでいくことが労働時間短縮に向けて非常に効果的であるという観点から、そのための環境整備を図ろうということで、業種ごとに

ところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週に「つき二」となるように各庁の長が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。」を「土曜日」に改め、「週休土曜日のある週にあつては」及び「それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間」を削り、同条第四項本文中「変更し」を「変更して」に改め、「ある日に」の下に「割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間〔同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事院規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。〕を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に」を加え、同項ただし書きを削る。

千八百円に、「五万八千九百円」を「六万四千五百円」に改める。
第九条中「三万二千七百円」を「三万五千八百円」に改める。

3 土地収用法(一部改正)

〔土地収用法(一部改正)〕
百八十二号の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」を「土曜日及び」に改める。

4 国家公務員退職手当法(一部改正)

〔国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)〕の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十三日」を「二十一日」に改める。

5 (国家公務員退職手当法(一部改正)に伴う経過措置)

第十九条の二第一項中「土曜日又はこれに相当する日」を「勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるもの」に改め

第二十二条第一項中「三万二千七百円」を「三万五千八百円」に改める。

6 行政機関の休日に関する法律(一部改正)

〔行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)〕の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
四年法律第二百五十二号の一部を次のように改正する。
- 2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十一年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三万二千七百円」を「三万五

人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの週休二日制についての勧告にかんがみ、完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を勤務を要しない日とするとともに行政機関の休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。